

## 経済産業省所管独立行政法人の見直し当初案

経済産業省所管独立行政法人の見直し当初案の内容一覧表 ..... P. 1

前回の「勧告の方向性」における主な指摘事項の措置状況 ..... P. 5

### 見直し当初案整理表

経済産業研究所 ..... P. 8

工業所有権情報・研修館 ..... P. 13

製品評価技術基盤整備機構 ..... P. 29

日本貿易振興機構 ..... P. 41

各府省別法人の見直し当初案の内容一覧表

府省名	経済産業省			
法人名	1. 事務及び事業の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)		2. 組織の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	3. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)
	事務及び事業名	具体的措置(又は見直しの方向性)		
経済産業研究所	調査及び研究業務	<p>【研究成果の質の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>共同研究やシンポジウムの共催等による他機関との連携拡大・強化。</li> <li>経済産業政策の立案に貢献し、政策当局の問題意識を踏まえた研究を行うため、経済産業省との連携強化</li> </ul> <p>【研究成果の質の担保】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外部専門家委員会を設置し、研究の中間段階において、進捗状況、効率性、政策への反映度等を検証。必要に応じ、研究プロジェクトの刷新を行う。</li> <li>データベースについて、欧米データとの連結も意識しつつ蓄積を継続。</li> </ul> <p>【政策提言・広報機能強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ノンテクニカルサマリーの充実や研究成果の活用の追跡・検証による政策提言機能強化。</li> <li>産業界、国民等からの幅広い研究成果の認知等のため、より戦略的な広報業務を実施。</li> </ul>	<p>【重複排除・事業主体の一元化等】</p> <p>共同研究やシンポジウムの共催等による他機関との連携拡大・強化。(再掲)</p> <p>【事業の審査、評価の見直し】</p> <p>外部専門家委員会を設置し、研究の中間段階において、進捗状況、効率性、施策への反映度等を検証。必要に応じ、研究プロジェクトの刷新を行う。(再掲)</p> <p>【組織変更】</p> <p>国際・広報グループの設置による海外の研究機関との連携や広報・研究成果普及を一層強化。</p>	<p>【保有資産の見直し】</p> <p>現在契約中の分室と同様の機能が維持でき、且つ、より借上料が低価格な物件がないか公募。</p> <p>【自己収入の拡大】</p> <p>受託事業や競争的資金について、経済産業研究所の本来の目的とする研究領域に適合するものについて獲得を検討。</p>

各府省別法人の見直し当初案の内容一覧表

府省名					
法人名	1. 事務及び事業の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)		2. 組織の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	3. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	
	事務及び事業名	具体的措置(又は見直しの方向性)			
工業所有権情報・研修館	工業所有権関係公報等閲覧業務	【廃止】 地方公報閲覧室の廃止。【整理合理化計画:地方閲覧室については、都道府県の知的所有権センターとの重複状況や特許電子図書館の普及を踏まえ適宜縮小するとともに、平成22年度末までに廃止する】 【業務の効率化とサービス向上】 パリ条約上の「中央資料館」として本部公報閲覧室の的確な事業実施、訟務の効率化及びサービスの向上。	【支部・事業所等の見直し】 地方公報閲覧室の廃止。【整理合理化計画:地方閲覧室については、都道府県の知的所有権センターとの重複状況や特許電子図書館の普及を踏まえ適宜縮小するとともに、平成22年度末までに廃止する】  【重複排除・事業主体の一元化等】 特許流通促進事業の廃止等業務の見直しに伴い、限られた予算・人員の中で、より一層のサービス向上を実現するための所要の組織見直し。 「特許庁業務・システム最適化計画」における新システム稼働後には、特許電子図書館をはじめとして、情報・研修館の事業が少なからず廃止されることを踏まえ、特許庁新システム稼働後の情報・研修館の組織のあり方について、次期中期目標期間中に検討。	【取引関係の見直し】 年間30万件におよぶ英文抄録・和文抄録作成作成について、事業規模が入札参加の阻害要因とならないよう適正な規模に分割して入札を行う等、引き続き、随意契約見直しの取組を継続するとともに、一者応札となった契約について競争性確保のための契約手続の改善に取り組む。  【自己収入の拡大】 工業所有権情報・研修館の本来のミッションを損わない範囲で自己収入の拡大に向け検討。  【管理運営の適正化】 第二期中期目標期間の効率化目標に準じて、人件費を△1%、一般管理費の△3%効率化。 特許流通促進事業の廃止等業務の効率化を図り業務費用を縮減。  【給与振込の見直し】 平成23年度から、原則1口座とするよう見直す。『平成22年度予算執行調査:独立行政法人及び国立大学法人等の給与振込経費』	
	審査・審判関係図書等整備業務	【業務の効率化】 特許庁の審査・審判に不可欠な基盤的業務として、業務の的確な実施と効率化。			
	工業所有権情報普及業務	【廃止】 特許電子図書館を「特許庁新検索システム」の稼働時に廃止。[独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて(平成22年5月18日行政刷新会議決定)2. 事業実施の主体・手法等に関する見直し(2)重複排除・事業主体の一元化等] 【業務の効率化とサービス向上】 情報提供サービスの業務効率化とサービスの向上。			
	工業所有権相談等業務・情報システム関連業務	【業務の効率化とサービスの向上】 特許庁の相談窓口として、効率的で質の高いサービスの提供。 【廃止】 電子出願ソフトウェア事業等を「特許庁運営基盤システム」の稼働時に廃止。【整理合理化計画:特許庁で構築中の新業務システムの運用開始に合わせ、電子出願ソフト開発事業及び公報システム開発事業を廃止するとともに、整理標準化事業を段階的に廃止する。】 【実施体制の見直し】 情報システム関連業務の一部について、特許庁と情報・研修館との役割分担・事業実施体制見直し。			
	工業所有権情報流通等業務	【廃止】 特許流通促進事業の廃止。[独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて(平成22年5月18日行政刷新会議決定)2. 事業実施の主体・手法等に関する見直し(2)重複排除・事業主体の一元化等] 【重点化】 ・産学官連携プロジェクト等の知的財産戦略策定の支援、知財に取り組む大学のすそ野拡大等、イノベーションの観点からの特許の活用支援に重点化			
人材育成業務	【業務の効率化とサービス向上】 審査官をはじめとする特許庁職員研修の着実な実施。 民間企業等に対する人材育成事業を、情報・研修館自らが実施を担うべき範囲を明確にしつつ、サービスの充実化。 特許審査の国際分業の進展に伴う各国知的財産人材育成機関との連携・協力の推進。				

各府省別法人の見直し当初案の内容一覧表

府省名				
法人名	1. 事務及び事業の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)		2. 組織の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	3. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)
	事務及び事業名	具体的措置(又は見直しの方向性)		
独立行政法人製品評価技術基盤機構	製品安全関連業務	<p>【業務の重点化・効率化】 製品事故の再発防止から未然防止に向けて製品安全対策を高度化する。確度の高い事故原因究明結果に基づき、製品安全に関わる法規制等の適正な施行や技術基準を含めた法規制の見直しに技術的な支援を行うとともに、事故原因究明結果を活用して事業者によるリスク評価を支援する。製品に係る技術基準・規格等を国際整合化し、認証制度を活用して、海外からの輸入品による事故防止を強化することをもって、国民の安全確保のための安全レベルの高度化を図る。</p> <p>【他の実施主体との連携】 製品安全関連業務に関しては、消費者庁、国民生活センターの役割分担等を踏まえ、製品安全確保のために関係機関との一層の連携の在り方を検討する。事業仕分け第2弾(前半)：消費者庁と国民生活センターの役割分担、連携の在り方を至急整理。その上で、他の省庁や独法との横の連携を早急に構築。【独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて(平成22年5月18日行政刷新会議決定)2. 事業実施の主体・手法等に関する見直し(2)重複排除・事業主体の一元化等】</p> <p>【事業実施主体の見直し】 電気工事士及びガス消費機器設置工事監督者の講習業務は、民間に委ねる具体的な方策について、過去の閣議決定等との関係を含めて整理した上で、NITEの業務としては廃止する方向で検討する。【独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて(平成22年5月18日行政刷新会議決定)2. 事業実施の主体・手法等に関する見直し(2)重複排除・事業主体の一元化等】</p>	<p>【支部・事業所等の見直し】 製品事故調査に関する現地調査、事故品確保といった初動調査に限られた資源で迅速かつ効率的に行うため、地域の関係機関等と密接な連携を図り、業務を的確に実施できる体制を確保するとともに、最も効率的な体制となるよう地域拠点の業務量の変動に応じた人員配置を図る。【整理合理化計画：限られた資源で最大の効果を発揮させる観点から、各地方支所の設置目的と果たすべき機能、役割、近隣支所との業務分担の在り方等を随時検証し、その検証結果に基づき所要の見直しを行うものとする】【整理合理化計画：製品事故の原因究明能力の向上等を図るため、機構が保有する多様な高技術的知見、人材、設備等の一体的な活用を更に進める。このため、各部門間の連携、機動的な人員配置等により強化する。】</p> <p>【事業実施主体の見直し】 電気工事士及びガス消費機器設置工事監督者の講習業務は、民間に委ねる具体的な方策について、過去の閣議決定等との関係を含めて整理した上で、NITEの業務としては廃止する方向で検討する。</p>	<p>【内部統制の充実・強化】 法令等を遵守しつつ業務を行い、NITEに期待される役割を効果的かつ効率的に果たすため、引き続き、統制環境、リスク管理、モニタリング等の観点を踏まえた内部統制の充実・強化を図るとともに、政策効果(アウトカム)を意識したマネジメントを強化する組織体制の整備を行う。また、経営陣と職員間における意見交換を積極的にを行い、組織目標、具体的な戦略、実施計画等について情報共有を図る。 コスト削減を念頭に、予算の執行管理等を含め、業務全般にわたる管理運営の適正化を一層図るとともに、事業の内部審査や評価について、対外的な透明性を一層確保するための方策を検討する。</p> <p>【契約の適正化】 随意契約について、一般競争入札への移行を徹底するとともに、競争入札等に際し実質的な競争を確保するため、新規事業者が参加しやすい環境及び条件の整備を一層進め、一者応札、一者応募の減少を図る。</p> <p>【戦略的人材の確保・育成】 NITEが高度な技術力を有することによって、「信頼される機関」として存続するため、技術的専門性を有する人材を確保・育成するとともに、新しい社会的要請、行政ニーズ等にも対応できるように、専門分野の複層化につながる取組を一層進めていく。また、これらの人材を支援する管理部門(法務・コンプライアンス、財務・会計、個人情報・情報セキュリティ等)についても、組織の信頼性の確保と維持向上、健全な組織運営を行っていくため、人材の育成を強化する。職員一人一人の能力や意向を考慮し、計画的に必要な教育・研修を積極的に実施する。その際、自己啓発型研修の重点化、外部研修の充実を図る。</p>
	化学物質管理関連業務	<p>【業務の重点化・効率化】 化学物質管理法令の支援業務を中核として業務を推進することとし、特に、化学物質審査規制法関連業務については平成21年度に新たに導入されたリスクに基づく化学物質管理制度の着実な運用に資するため、スクリーニング評価やリスク評価の体制の構築、実運用のための技術的支援を重点的に行う。さらに、化学物質管理法令の施行に有用な技術開発も行う。国民、事業者への情報提供については、法令の支援業務を通じて得た新たな知見等を加えるなど、情報発信の強化にも努める。これらの業務を通じて、化学物質管理における国民の安全確保のための安全レベルの高度化を図る。</p>	<p>【事業実施主体の見直し】 電気工事士及びガス消費機器設置工事監督者の講習業務は、民間に委ねる具体的な方策について、過去の閣議決定等との関係を含めて整理した上で、NITEの業務としては廃止する方向で検討する。</p>	<p>【広報、情報提供の推進】 マスメディアを活用した最新情報のタイムリーな発信や、各種展示、一般公開、データベース、ホームページ、市民講座等の様々な広報手段を活用し、効果的かつ効率的な広報活動を推進する。</p>
	バイオテクノロジー関連業務	<p>【業務の重点化・効率化】 バイオテクノロジーの産業利用における安全レベルの向上を図るため、カルタヘナ法に基づく立入検査、審査支援業務の高度化を図る。生物多様性条約を遵守しつつ、生物遺伝資源の確保及び安定供給等のため、アジア各国との二国間協力関係を維持・強化し、国際的移転枠組みのアジア展開を拡充する。網羅的な微生物のゲノム解析については、産業利用におけるリスク評価のための安全性確保に係る各種データの取得・整備に重点を移す。</p> <p>【管理運営の適正化】 特許微生物寄託業務については、既存の利用者への影響やそれら利用者の意向等を精査した上で、抜本的な業務の見直しを行う。【独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて(平成22年5月18日行政刷新会議決定)3. 組織管理(ガバナンス)の強化(1)管理運営の適正化】</p>	<p>【重複排除・事業主体の一元化等】 製品安全関連業務に関しては、消費者庁、国民生活センターの役割分担等を踏まえ、製品安全確保のために関係機関との一層の連携の在り方を検討する。【事業仕分け第2弾(前半)：消費者庁と国民生活センターの役割分担、連携の在り方を至急整理。その上で、他の省庁や独法との横の連携を早急に構築】</p> <p>【非公務員化】 措置は講じない。【整理合理化計画：現中期目標期間終了時に改めて検討対象とする。】</p>	<p>【機動的な内部組織の構築】 これまでNITEは、業務遂行上の枠組みに共通点が多いことから、4つの業務部門が連携しながら効率的に業務を実施してきた。今後も、各部門の専門家の流動化を図り、部門間連携等を一層推進し、組織の活性化を図るとともに、国民生活の安全の確保、産業活動における信頼性と安全性を確保する上で最適な内部組織を構築する。</p> <p>【保有資産の見直し】 NITEが保有する資産について、当該資産を保有し続ける必要があるか厳しく検証し、不要資産があれば、国庫に返納する。</p>
	適合性認定関連業務	<p>【業務の重点化・効率化】 海外からの輸入品による事故を防止するために、認証機関が行う技術基準・規格等への適合性について、認定機関としてのNITEによる評価を一層強化して、安全の確保を推進する。リチウムイオン電池、太陽電池、ロボット等の高度技術力を有する新技術分野における適合性認定システムを速やかに提供することにより、事故の未然防止、国際取引を含めた取引の円滑化に貢献する。地球温暖化対策や環境測定分野において、取引・証明の信頼性を確保するため、計量分野・環境測定分野の認定に関する技術的知見を踏まえ、認定ニーズ対応を強化する。</p>		<p>【自己収入の増加】 NITEの多様な事務及び事業の確実な実施を確保するため、国とNITEの役割について再度点検を行う。明確にした上で、各事業分野において運営費交付金以外の外部資金(委託費等)の獲得に努める。また、受益と負担の関係の適正化を踏まえつつ、引き続き、手数料収入等の増加に努める。</p> <p>【業務のアウトソーシング(官民競争入札等の導入)】 化学物質管理に必要な技術や情報に関する基盤の整備、提供等についてはアウトソーシングや外部人材活用などによる一層の効率化を進める。</p>

各府省別法人の見直し当初案の内容一覧表

府省名				
法人名	1. 事務及び事業の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)		2. 組織の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	3. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)
	事務及び事業名	具体的措置(又は見直しの方向性)		
日本貿易振興機構	① 中小企業を中心とする日本企業の海外展開支援	更なる販路拡大のために海外進出を模索する企業に対しては、投資環境に関する情報提供やビジネス拠点設立に向けての個別支援等によりその円滑化を図る。すでに進出している企業に対しては、在外公館や現地日本商工会議所などと協力して、事業環境整備において相手国の関係当局等との間で主体的な役割を果たすとともに、第三国へのビジネス展開も含めた経営上の課題に関する情報提供、個別相談や、国際ビジネスのルールやスタンダード作りへの関与など、相手国とも協調して取り組む。	国内事務所については、ワンストップサービス機能を充実させていくとともに、地域の要望、実情に合わせ、人員配置などを柔軟かつ機動的に変更できるよう見直しを図る。海外事務所については、東アジア地域への重点化や海外事務所ネットワーク能力の強化を引き続き図るとともに新興国市場、新たな分野となる環境・エネルギー、インフラ・プラント、BOPビジネスなどあらゆる角度から俯瞰した配置を行うとともに、地域及び業務を統括する中核的機能を強化し、地域内の連携強化、業務効率性の向上、適材適所で人員の配置を図る。	○保有資産の見直し(不要資産の国庫返納等) 宿舎については、集約化を行い、一部売却する。 ジェトロ会館については、売却する。 ○随意契約の見直し等取引関係の見直し「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日付閣議決定)を踏まえ、随意契約、一者応札・応募の改善方策等につき、十分な改善が行われているか検証・点検し、見直しを行い、引き続き、業務運営の効率化を図る。 ○自己収入の拡大 それぞれの事業ごとに適切な目標を設定の上、第2期中期目標期間中の実績を上回る自己収入拡大に向けた経営努力を継続し、国への財政依存度の引き下げに取り組む。各種事業やメンバーズ制度における受益者負担のあり方を検討する
	② 対日投資促進	海外からのビジネス拠点や高付加価値機能の呼び込みを中心に、雇用維持・創出効果、アジア拠点化への貢献、内需拡大等の面で経済波及効果の高い案件に重点化するなど、より効果的な事業実施を図る。対日投資ビジネスサポートセンターについては、自治体との連携強化による情報提供内容の充実等、ワンストップサービス機能の更なる向上と利用促進を図りつつ、効率的運営を行う。		
	③ 東アジア経済圏形成に向けての貢献(調査・研究)	日本企業の東アジア等におけるビジネス環境の改善のため、国内外のネットワークを最大限活用し、民間研究会の実施等を行い、二国間のみならず多国間の経済連携協定(EPA)の形成を支援し、その活用促進を図る。アジア経済研究所の行う地域研究・開発研究と海外調査が一体となって生み出される知見を国際ビジネスにつなげるべく、リソースの相互活用など効率的・効果的な調査・研究体制を強化する。 また、東アジアの経済統合の促進のために設立された東アジア・ASEAN経済研究センター(ERIA)における研究の支援を行うとともに、アジアのインフラ整備、内需拡大に向けた環境整備に協力する。		

前回の「勧告の方向性」における主な指摘事項の措置状況(平成 22 年7月現在)

経済産業省所管(4法人)			
整理 番号	法人名	「勧告の方向性」における主な指摘事項	措置状況 (①措置済み、②対応中、③未措置)
27	経済産業研究所 (17)	● 法人の任務の明確化及び研究領域の重点化	① 政策当局として継続的な研究活動を望む4つの「基盤政策研究領域」を定め、当該研究の遂行のために半分程度のリソースを充当することを第2期中期目標に明記。
		● 経済産業政策への反映状況に関する客観的評価の実施	① 研究プロジェクトのテーマ設定から最終報告に至る各段階において、関係部局との意見交換を行う仕組みを作るとともに、政策ニーズの反映や企画立案への貢献等についてアンケートを平成18年度から実施。
28	工業所有権情報・研修館 (17)	● 非公務員化	① 「独立行政法人工業所有権情報・研修館法の一部を改正する法律(平成 18 年 3 月 31 日法律第 27 号)」により、平成 18 年 4 月 1 日から非公務員化。
		● 法人の任務・役割の明確化及び業務運営の合理化・効率化・適正化	① 第二期中期目標において、可能な限り役割を明確化。 平成 22 年度と、業務移管により予算・人員が最大規模となった平成 19 年度との比較では、職員を一割削減、事業費予算△11%及び一般管理費予算△8%の効率化。
29	製品評価技術基盤機構 (16)	● 計量法に基づく特定標準物質の維持・管理業務を廃止	① 計量法に基づく特定標準物質の維持・管理業務を、17年度末をもってNITEの業務としては廃止し、産総研に移管した。
		● 外部委託を促進した上、要員等を有効活用	① 化学物質排出把握管理促進法に基づく届出の受付から電子化までの業務、生物遺伝資源の収集・保存・提供等における機器・容器等の洗浄・滅菌業務など、外部委託を積極的に実施。

		<p>● 支所業務を見直し</p>	<p>これに伴い、要員等を有効に活用。</p> <p>① 生活安全分野においては、消防、警察等の地域の関係機関との連携・協力の下、現地調査、事故品確保といった初動調査を含め、製品事故に関わる原因究明に果たす役割が重要となっており、業務量も増大している。このため、支所については、全国に配置し、製品安全4法等に基づく立入検査等の業務と併せて、これらの業務を効率的、効果的に実施できるよう、地域別の事故案件についてのリスク評価結果を踏まえつつ、限られた人員で最大限の効果を発揮できるように平準化を図ってきている。</p> <p>こうした中で、九州支所の検査・審査室の廃止、中部支所における「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づく排出量推計調査等の業務を廃止したところ。</p> <p>また、電気、機械、化学、環境の技術分野のうち、特に高度な専門技術者や試験装置が必要とされる原因究明のための調査については、特定の支所に機能を集中することにより、効果的、効率的に実施する体制を整備したところ。</p>
30	日本貿易振興機構 (18)	<p>● 業務全般の重点化</p>	<p>① 通商・貿易動向及び国としての政策ニーズ等を踏まえ、対日投資、中小企業等の国際ビジネス支援、途上国との貿易取引拡大に直接的に資する業務に重点化。主な具体的内容は以下のとおり。</p> <p>対日投資支援について、従来の新規案件発掘・支援に加え、進展していない既存案件のフォローアップによる追加支援及び進出した外資系企業の定着・二次投資促進等</p>



			<p>の進出後の支援を行う等重点化を実施。また、中小企業等の輸出支援について、国内生産拠点の海外シフトに伴い国際展開が急務となっている機械・機器・部品分野はもとより、近隣国の所得水準が高まり我が国の産品・サービスへの商機が拓ける中で、国内各地域の繊維、食品・農水産品、デザイン（地域伝統産品等）、コンテンツなど、これまで内需に依存してきた産品についても競争力があるものについて輸出支援を強力に推進する等、重点化を実施。</p>
		<p>● ビジネス日本語能力テスト等の廃止</p>	<p>① 以下の事業について平成 19 年度末をもって廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産油・産ガス国協カモデル事業及び産油国研修事業</li> <li>・ビジネス日本語能力テスト</li> <li>・貿易アドバイザー試験事業</li> <li>・国際インターンシップ事業</li> </ul>

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名	独立行政法人経済産業研究所			府省名	経済産業省		
沿革	S62.7 通商産業研究所 → H13.4 独立行政法人経済産業研究所						
中期目標期間	第1期：平成13年4月～18年3月 第2期：平成18年4月～23年3月						
役員数及び職員数 (平成22年1月1日現在) ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。	役員数(うち、監事の人数)			職員の実員数			
	法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数	常勤職員		非常勤職員	
	5人(2人)	1人(0人)	3人(2人)	44人		23人	
年 度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度(要)	
国からの財政支出額の推移 (単位:百万円)	一般会計	1,641	1,619	1,599	1,577	1,530	1,492
	特別会計	—	—	—	—	—	—
	計	1,641	1,619	1,599	1,577	1,530	1,492
	うち運営費交付金	1,641	1,619	1,599	1,577	1,530	1,492
	うち施設整備費等補助金	—	—	—	—	—	—
	うちその他の補助金等	—	—	—	—	—	—
支出予算額の推移 (単位:百万円)	1,644	1,621	1,658	1,606	1,582	1,492	
利益剰余金(又は繰越欠損金)の推移 (単位:百万円)	発生要因	研究・成果発信等を予算の範囲内で執行することによる執行残の合計が、毎年1千万円程度生じている。					
	見直し案	—					
運営費交付金債務残高 (単位:百万円)	128	109	211	431			
行政サービス実施コストの推移 (単位:百万円)	1,636	1,776	1,547	1,440	(見込み)	(見込み)	
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び改善見込み額							
中期目標の達成状況 (業務運営の効率化に関する事項等)(平成21年度実績)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2期中期目標期間中の年度総合評価は、平成18年度「B」、平成19年度～21年度は「A」評価。</li> <li>一般管理費(人件費を除く。)については、第2期中期目標の期間中、毎年度平均で、前年度比3%以上の効率化を図ることとしており、平成18年度～平成21年度においては、4年間で平均して前年度比3%以上の効率化を実現。</li> <li>人件費については、「事務・技術職員(対国家公務員)」のラスパイレス指数につき、第2期中期目標期間中(平成18年度～平成21年度)、一貫して100以下の水準。</li> <li>第2期中期目標期間中に、サービスの質を向上させていくために設定した指標(研究論文数、政策ニーズへの反映等)については、全ての項目で達成。</li> </ul>						

## II. 事務及び事業の見直しに係る当初案

<b>法人名</b>	独立行政法人経済産業研究所	<b>府省名</b>	経済産業省
<b>事務及び事業名</b>	調査及び研究業務		
<b>事務及び事業の概要</b>	内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する基礎的な調査・研究・普及		
<b>事務及び事業に係る 23 年度予算要求額</b>	<b>国からの財政支出額</b> (対 22 年度当初予算増減額)	1,492 百万円 ( △90 百万円)	<b>支出予算額</b> (対 22 年度当初予算増減額)
			1,492 百万円 ( △90 百万円)
<b>事務及び事業に係る職員数</b> (平成22年1月1日現在)	67人		
<b>事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)</b>	<p>開かれた知のプラットフォームとして国内外の研究機関や経済界、経済産業省等との連携拡大・強化を図り、研究成果の質を向上させるとともに、研究成果の戦略的な情報発信を行うことによって、国際的評価の向上を図る。具体的には、以下のような取り組みを行う。</p> <p>①研究成果の質の一層の向上</p> <p style="margin-left: 20px;">ア) 共同研究やシンポジウムの共催等による他機関との連携拡大・強化 [独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて（平成 22 年 5 月 18 日行政刷新会議決定） 2. 事業実施の主体・手法等に関する見直し (2) 重複排除・事業主体の一元化等]</p> <p style="margin-left: 20px;">イ) 経済産業政策の立案に貢献し、政策当局の問題意識を踏まえた研究を行うため、経済産業省との連携強化を行う。</p> <p>②研究成果の質を担保するための取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>外部専門家委員会を設置し、研究の中間段階において、進捗状況、効率性、政策に対する貢献度等を検証。研究プロジェクトの刷新を含め、常に高い水準での研究体制が維持できるチェック体制を導入。</u> [独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて（平成 22 年 5 月 18 日行政刷新会議決定） 3. 組織管理（ガバナンス）の強化 (2) 事業の審査、評価]</li> <li>・ 研究の基盤となるデータベースについて、欧米データとの連結も意識しつつ、蓄積を継続。</li> </ul> <p>③政策提言・情報提供機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ノンテクニカルサマリー（研究の分析結果を踏まえつつ、政策的含意を中心に大胆に記述したもの）の充実や研究成果の活用の追跡・検証による政策提言機能を強化する。</li> <li>・ 産業界、国民等からの幅広い研究成果の認知等のため、産業界等への働きかけや国際的な発信の強化など、より戦略的な広報業務を実施。</li> </ul>		

<p style="text-align: center;"><b>備考〔補足説明〕</b></p>	<p>①ア) R I E T I が行っているシンポジウム、セミナー、広報誌等による広報活動の内、シンポジウム等の他機関との連携や共催が可能なものについて共同での実施を推進する。</p> <p>また、海外の研究機関との共同研究や海外の研究者の受入れなど相互交流の活発化、若手研究者等の積極的登用、研究員の外部交流の促進等の取組を行う。</p> <p>イ) 経済産業政策の立案に貢献するため、以下の考え方に沿って研究分野の設定を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－政策的含意の強い研究の重点的实施</li> <li>－経済環境の変化への対応</li> <li>－新たな経済産業政策を切り拓く研究分野</li> <li>－第2期の成果を踏まえたメリハリ</li> </ul> <p>第3期においては、(1) 成長戦略を理論面で支える研究の推進、(2) RIETI の強みを更に活かし、先端的かつ特色ある研究の推進を目指す。また、政策当局の問題意識を踏まえた研究を行うため、関連部署におけるオーナーシップ意識の醸成など経済産業省への積極的な働きかけを行う。</p> <p>②これまで、研究成果の評価は、関係省庁・学者等によるものに止まってきたが、今後は、第三者の目からも政策提言機関としての有効性を検証する。</p> <p>具体的には、大学、産業界等の外部の専門家からなる委員会を設置し、研究体制及び研究成果の評価を行うこととし、これにより、研究プロジェクトの刷新を行うなど、常に高い水準での研究体制が維持できるようなチェック体制を導入し、国際的にも高く評価されるような政策シンクタンクを目指す。</p> <p>③ノンテクニカルサマリーの充実等による政策提言機能の拡充、政策当局と研究の企画段階からその経過・成果の評価までを共有するための積極的な働きかけ、研究成果の活用の追跡による評価やニーズの検証等により政策提言機能を強化する。</p> <p>また、行政官、研究者のみならず、産業界、国民等からの幅広い研究成果の認知、経済産業政策に係るプラットフォーム機能強化のため、以下のような戦略的な広報業務を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－産業界や政策関係者等への働きかけ</li> <li>－ユーザーフレンドリーな広報手法の推進</li> <li>－国際的な発信の強化</li> <li>－内外マスメディアへの積極的なP R</li> <li>－動画配信等による BBL の一層の機能強化</li> <li>－外部有識者からの助言等バックヤード機能強化</li> </ul>
<p><b>行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)</b></p>	

### Ⅲ. 組織の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人経済産業研究所		府省名	経済産業省
見直し項目	重複排除・事業主体の一元化等（横2.（2））	事業の審査、評価の見直し（横3.（2））	組織変更	
組織の見直しに係る具体的措置 （又は見直しの方向性）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○共同研究やシンポジウムの共催等による他機関との連携拡大・強化（再掲）</li> <li>・ R I E T I が行っているシンポジウム、セミナー、広報誌等による広報活動の内、シンポジウム等の他機関との連携や共催が可能なものについて共同での実施を推進することにより、合理化を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○外部専門家委員会の設置（再掲）</li> <li>・ 外部専門家委員会を設置し、研究の中間段階において、進捗状況、効率性、施策に対する貢献度等を検証。研究プロジェクトの刷新を含め、常に高い水準での研究体制が維持できるチェック体制を導入。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国際・広報グループの設置</li> <li>・ 海外の研究機関との連携や広報・研究成果普及をより一層強化するために、国際・広報グループを設置。</li> </ul>	
備考〔補足説明〕		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまで、研究成果の評価は、関係省庁・学者等によるものに止まってきたが、今後は、第三者の目からも政策提言機関としての有効性を検証する。</li> <li>・ 具体的には、大学、産業界等の外部の専門家からなる委員会を設置し、研究体制及び研究成果の評価を行うこととし、これにより、研究プロジェクトの刷新を行うなど、常に高い水準での研究体制が維持できるようなチェック体制を導入し、国際的にも高く評価されるような政策シンクタンクを目指す。</li> </ul>		

#### IV. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人経済産業研究所		府省名	経済産業省
見直し項目	保有資産の見直し（事務所等の見直し）（横1.（2））	自己収入の拡大（横2.（4））		
運営の効率化及び自律化に係る見直し案の具体的措置（又は見直しの方向性）	<p>①経済産業研究所・分室</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在契約中の分室と同様の機能が維持でき、且つ、より借上料が低価格な物件がないか公募を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受託事業や競争的資金について、経済産業研究所の本来の目的とする研究領域に適合する内容のものについて、獲得を検討する。また、研究成果を出版する際の著作権に係る仕組みを見直す等、自己収入の拡大を図る。</li> </ul>		
備考〔補足説明〕		<ul style="list-style-type: none"> <li>・科学研究費補助金の獲得額を、前年度（H21年度 直接経費：540万円、間接経費：162万円）に比べ増加させた（H22年度 直接経費：1,560万円、間接経費：408万円）。</li> </ul>		

（注） 様式Ⅲ及び様式Ⅳの見直し項目の末尾の括弧書きは、「独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて」（平成22年5月18日行政刷新会議決定）の該当項目を示す。

例：様式Ⅲ「支部・事業所等の見直し（横1.（2））」中の「（横1.（2））」は、「独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて」（平成22年5月18日行政刷新会議決定）の「1. 保有資産の見直し（2）事務所等の見直し」を示す。

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名		独立行政法人工業所有権情報・研修館			府省名	経済産業省	
沿革		明治 17.6 農商務省工務局内商標登録書図書係 → 明治 20.12 農商務省特許局庶務部内に図書館設置 → 昭和 27.8 万国工業所有権資料館 → 平成 9.4 工業所有権総合情報館 → 平成 13.4 独立行政法人工業所有権総合情報館 → 平成 16.10 独立行政法人工業所有権情報・研修館					
中期目標期間		第 1 期：平成 13 年度～平成 17 年度（平成 17 年度見直し） 第 2 期：平成 18 年度～平成 22 年度					
役員数及び職員数 (平成 22 年 1 月 1 日現在) ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。		役員数（うち、監事の人数）			職員の実員数		
		法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数	常勤職員		非常勤職員
		4 人（2 人）	2 人（0 人）	0 人（2 人）	100 人		63 人
年 度		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度(要)
国からの財政支出額の推移 (単位：百万円)	一般会計	—	—	—	—	—	—
	特別会計	12,773	14,232	13,659	13,249	12,787	10,290
	計	12,773	14,232	13,659	13,249	12,787	10,290
	うち運営費交付金	12,773	14,232	13,659	13,249	12,787	10,290
	うち施設整備費等補助金	—	—	—	—	—	—
	うちその他の補助金等	—	—	—	—	—	—
支出予算額の推移 (単位：百万円)		12,852	14,311	13,740	13,330	12,888	10,366
利益剰余金（又は繰越欠損金）の推移 (単位：百万円)		4	11	27	31		
発生要因 見直し案		独立行政法人通則法、独立行政法人会計基準にのっとりた会計処理により発生。					
運営費交付金債務残高 (単位：百万円)		997	2,451	4,092	5,962		
行政サービス実施コストの推移 (単位：百万円)		11,932	12,210	11,635	11,357	(見込み) 12,787	(見込み) 10,290
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び改善見込み額		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方公報閲覧室の廃止に伴う業務費用の削減：△約 81 百万円</li> <li>・ 特許流通促進事業の廃止等事業の見直しによる業務費用の削減：△約 1,501 百万円</li> <li>・ 効率化等による業務費用の削減：△約 839 百万円</li> <li>・ 効率化による人件費、一般管理費の削減：△約 75 百万円</li> </ul>					

**中期目標の達成状況  
(業務運営の効率化に関する事項  
等) (平成 21 年度実績)**

第 2 期中期目標期間中、平成 21 年度までの毎年度の総合評価は下記の 5 段階評価のうち B 評価 (概ね中期計画を達成) である。内訳では A 評価となった項目もあり、平成 20 年度においては、サービスの質の向上の「情報提供」及び「流通」が A 評価、平成 21 年度においては、「業務運営の効率化」とサービスの質の向上の「流通」及び「人材育成」が、それぞれ A 評価となっている。

- |   |
|---|
| <p>A A : 質・量の両面において中期計画を超えた極めて優れたパフォーマンスを実現<br/>A : 質・量のどちらか一方において中期計画を超えて優れたパフォーマンスを実現<br/>B : 質・量の両面において概ね中期計画を達成<br/>C : 質・量のどちらか一方において中期計画に未達、もしくは、法人の業務運営に当たって問題となる事象が発生<br/>D : 質・量の両面において中期計画に大幅に未達、もしくは、法人の業務運営に当たって重大な問題となる事象が発生</p> |
|---|

- ・一般管理費 (人件費を含む) 予算を中期目標期間中に毎年度△3%効率化。
- ・人件費について、地域・学歴勘案のラスパイレス指数は平成 21 年度では 100.8 であり、国家公務員と同水準となっている。総人件費改革の取組については、第二期中期目標期間中に 5 年間で 5%以上の削減を目標としているところ、平成 21 年度実績において 10.4%の削減を達成した。
- ・工業所有権情報普及業務において、特許電子図書館の検索回数を中期目標期間最終年度に 7000 万回以上確保することとしていたが、平成 21 年度実績において約 1.2 億回となった。
- ・工業所有権情報流通等業務において、特許流通を支援する専門人材による企業訪問を 5 年間で延べ 80,000 回以上とすることとしていたが、平成 21 年度末までの 4 年間で約 9.8 万回実施した。
- ・人材育成業務において、「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律」第 37 条に規定する「調査業務実施者」の研修を毎年度 2 回以上実施する目標に対して、平成 18 年度から平成 21 年度までの各年度に 4 回実施し、延べ受講者は 1,370 人、登録調査機関数は 8 機関となった。



## II. 事務及び事業の見直しに係る当初案

<b>法人名</b>	独立行政法人工業所有権情報・研修館		<b>府省名</b>	経済産業省
<b>事務及び事業名</b>	工業所有権関係公報等閲覧業務			
<b>事務及び事業の概要</b>	パリ条約で設置を義務付けられている「中央資料館」として、工業所有権情報・研修館の公報閲覧室に閲覧用端末を設置するとともに、内外国の特許公報等の紙媒体を配架し、公衆の閲覧に供する。			
<b>事務及び事業に係る 23 年度予算要求額</b>	<b>国からの財政支出額</b> (対 22 年度当初予算増減額)	193 百万円 (△81 百万円)	<b>支出予算額</b> (対 22 年度当初予算増減額)	198 百万円 (△106 百万円)
<b>事務及び事業に係る職員数</b> (平成22年1月1日現在)	9 人			
<b>事務及び事業の見直しに係る具体的措置</b> (又は見直しの方向性)	<p>○独立行政法人の事業の横断的見直しの観点から、地方公報閲覧室を平成 22 年度末に廃止する。 【整理合理化計画：地方閲覧室については、都道府県の知的所有権センターとの重複状況や特許電子図書館の普及を踏まえ適宜縮小するとともに、平成 22 年度末までに廃止する】</p> <p>○高度な特許情報の検索が可能な審査官端末の設置等の利用者ニーズを踏まえ、本部の公報閲覧室等に集中整備し、パリ条約上の義務である「中央資料館」としての機能を維持しつつ、利用者の利便性の一層の向上を図る。</p>			
<b>備考〔補足説明〕</b>	<p>特許法をはじめとする産業財産権法の目的は、発明等に独占権を与える代償として、広くその内容の公開を促し、さらなる発明等の創出を図ることにある。よって産業財産権の内容・権利範囲を広く一般に公開することは世界共通の制度であり、保護の対象や内国民待遇等を定める「工業所有権の保護等に関するパリ条約」は、我が国を含む各同盟国に対し、特許、実用新案、意匠及び商標を公報などの形で公衆に知らせるための「中央資料館」の設置を義務づけている。</p> <p>中央資料館の設置・運営は国の責任において実施すべきものであり、今後も情報・研修館に「中央資料館」としての機能を担わせ、確実に実施していくことが必要である。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;"><b>【工業所有権の保護に関するパリ条約】</b></p> <p>第 12 条 (1) 各同盟国は、工業所有権に関する特別の部局並びに特許、実用新案、意匠、商標を公衆に知らせるための中央資料館を設置することを約束する。</p> <p>(2) (1) の部局は、定期的な公報を発行し、次に掲げるものを定期的に公示する。</p> <p style="margin-left: 20px;">(a) 特許権者の氏名及びその特許の簡単な表示</p> <p style="margin-left: 20px;">(b) 登録された商標の複製</p> </div> <p>【閲覧室の利用者数】 18 年度：5.3 万人 → 19 年度：4.4 万人 → 20 年度：3.5 万人 → 21 年度：2.7 万人</p> <p>【閲覧用端末】 特許電子図書館専用端末 112 台 → 特許審査官端末 59 台 (利用状況を踏まえた見直しとサービスの高度化)</p>			
<b>行政サービス実施コストに与える影響</b> (改善に資する事項)	地方公報閲覧室の廃止等に伴う業務費用の削減：△約 81 百万円			

## II. 事務及び事業の見直しに係る当初案

<b>法人名</b>	独立行政法人工業所有権情報・研修館		<b>府省名</b>	経済産業省
<b>事務及び事業名</b>	審査・審判関係図書等整備業務			
<b>事務及び事業の概要</b>	特許協力条約（PCT条約）における「最小限資料（ミニマム・ドキュメント）」、審査・審判に必要な図書・雑誌等技術文献を収集して特許庁に提供するとともに、最終処分が確定した出願書類（包袋）の保管・出納を行う。また、これらの資料を公衆への閲覧に供する。			
<b>事務及び事業に係る 23 年度予算要求額</b>	<b>国からの財政支出額</b> (対 22 年度当初予算増減額)	205 百万円 (△4 百万円)	<b>支出予算額</b> (対 22 年度当初予算増減額)	205 百万円 (△4 百万円)
<b>事務及び事業に係る職員数</b> (平成22年1月1日現在)	5 人			
<b>事務及び事業の見直しに係る具体的措置</b> (又は見直しの方向性)	○審査・審判資料の収集・整備、出願書類の出納等は、特許庁の審査・審判に不可欠な基盤的業務であり、引き続き、業務の効率化とサービスの向上の目的を追求しつつ、的確な事業実施を行う。			
<b>備考〔補足説明〕</b>	<p>出願人の負担軽減のため簡便な国際出願の手続を定めた「特許協力条約（PCT条約）」においては、国際調査機関（日本では特許庁）は条約規則に定める「最小限資料（ミニマムドキュメント）」を調査しなければならず、当該資料を確実かつ網羅的に収集する必要がある。このほか、特許庁の審査・審査に不可欠な図書・雑誌の収集、審査資料となる過去の出願書類の保管・出納、寄贈図書の受入とこれら資料の公衆への閲覧等を行っており、これらは審査・審判に不可欠な基盤的業務となっている。</p> <p>本業務は、特許庁に対して審査資料を提供するとともに、閲覧希望に応じて特許庁審査部から当該資料を戻した上で閲覧に供するもので、収益は期待できず民営化にはなじまない。これら一連の業務を一元的に実施するため、特許庁庁舎に入居する工業所有権情報・研修館において、市販図書・雑誌の収集等一部をアウトソーシングしつつ実施している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><b>【特許協力条約】 「第15条 国際調査」</b>          第15条（4）次条に規定する国際調査機関は、可能な限り多くの関連ある先行技術を発見するよう努めるものとし、いかなる場合にも、規則に定める資料を調査する。</p> <p><b>【特許協力条約に基づく規則】「第34規則 最小限資料」</b>          34.1（b）第15条（4）に規定する資料（「最小限資料」）は次のものから成る。          (iii) 公表された非特許文献のうち国際調査機関が合意するものであって最初の合意の際に及び変更の都度国際事務局によって一覧表において公表されるもの</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p><b>【収集図書等（2009年度）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非特許文献 2,919冊</li> <li>・ 内外国雑誌 16,284冊</li> </ul> </div> <div style="width: 45%;"> <p><b>【出願書類保管数（2009年度末）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内外国図書 423冊</li> <li>・ 意匠カタログ 14,912件</li> </ul> <p style="text-align: center;">約319万件</p> </div> </div>			
<b>行政サービス実施コストに与える影響</b> (改善に資する事項)	効率化等による業務費用の削減：△約4百万円			

## II. 事務及び事業の見直しに係る当初案

<b>法人名</b>	独立行政法人工業所有権情報・研修館		<b>府省名</b>	経済産業省
<b>事務及び事業名</b>	工業所有権情報普及業務			
<b>事務及び事業の概要</b>	<p>特許公報等工業所有権情報の1次情報をインターネット上で無料検索できる特許電子図書館（IPDL）を提供するとともに、特許電子図書館への蓄積時に作成する、加工が容易な形式に整理標準化した1次情報データを、広く一般にもマージナルコストで提供し、工業所有権情報の普及・活用を促す。</p> <p>また、審査処理促進の観点から欧米の特許明細書等の和文抄録を作成して審査官に提供するとともに、我が国の公開特許公報の英文抄録を作成し海外特許庁に提供する。さらに、日米欧及び日中韓の特許庁間の合意に基づき、工業所有権情報のデータ交換を行う。</p>			
<b>事務及び事業に係る23年度予算要求額</b>	<b>国からの財政支出額</b> (対22年度当初予算増減額)	6,264百万円 (△284百万円)	<b>支出予算額</b> (対22年度当初予算増減額)	6,264百万円 (△284百万円)
<b>事務及び事業に係る職員数</b> (平成22年1月1日現在)	10人			
<b>事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)</b>	<p>○特許電子図書館は、「特許庁業務・システム最適化計画」における「特許庁新検索システム」の稼働に伴い現行の事業は廃止する予定であるが、それまでの間においても特許情報提供の基礎的インフラとして不可欠であり、費用対効果を精査しつつ利便性・アクセス性の向上を図る。[独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて（平成22年5月18日行政刷新会議決定）2. 事業実施の主体・手法等に関する見直し(2)重複排除・事業主体の一元化等]</p> <p>○英文抄録・和文抄録の作成について、年間30万件におよぶ作成件数が入札参加の阻害要因とならないよう適正な規模に分割して入札を行う。[独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて（平成22年5月18日行政刷新会議決定）2. 事業実施の主体・手法等に関する見直し(3)取引関係の見直し]</p>			
<b>備考〔補足説明〕</b>	<p>【特許電子図書館及び整理標準化】</p> <p>特許法をはじめとする産業財産権法の目的は、発明等に独占権を与える代償として、広くその内容の公開を促し、さらなる発明等の創出を図ることにある。よって産業財産権の内容・権利範囲を広く一般に無償で公開することは制度の根幹をなす重要な思想であり、重複研究・出願の回避、権利紛争の回避等のために必要不可欠な特許公報等の一次情報を広く無償で公開する必要がある。</p> <p>特許電子図書館事業は、特許庁新システムが稼働すれば当該システムからの情報提供が可能となるため、廃止する予定であるが、それまでの間であっても、特許公報へのアクセス環境を維持することは不可欠であり、費用対効果、ユーザーニーズを精査しつつ利便性向上を図ることとしている。</p> <p>なお、特許電子図書館のほか、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月25日閣議決定）において「新システムの運用に合わせ段階的に廃止する」とした整理標準化事業についても、特許庁新システムで対応可能となることから「特許庁業務・システム最適化計画」の達成に合わせ廃止する予定である。</p> <p style="text-align: right;">【蓄積件数】 約7,770万件（21年度）      【検案件数】 約11,892万回（21年度）</p>			

	<p><b>【公開特許公報英文抄録】</b>  出願人の負担軽減のため簡便な国際出願の手続を定めた「特許協力条約（PCT条約）」において、我が国の公開特許公報を、海外の国際調査機関（主に各国特許庁）が必ず調査しなければならない「最小限資料（ミニマムドキュメント）」とするためには、英文の要約を利用できる状況にあることが条件となっている。  このため、我が国の特許公報を海外における先行技術調査の対象とし、我が国出願人の権利を適正に保護するためには英文抄録の作成が必要不可欠である。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><b>【特許協力条約】 「第15条 国際調査」</b>  第15条 4) 次条に規定する国際調査機関は、可能な限り多くの関連ある先行技術を発見するよう努めるものとし、<u>いかなる場合にも、規則に定める資料を調査する。</u></p> <p><b>【特許協力条約に基づく規則】「第34規則 最小限資料」</b>  34.1 (e) 国際調査機関の公用語が韓国語、スペイン語、日本語又はロシア語でない場合には、<u>当該国際調査機関は、その資料に日本国、大韓民国、ロシア連邦若しくは旧ソヴィエト連邦の特許文献又はスペイン語による特許文献であって英語の要約が一般に利用することができないものを含めないことができる。</u></p> </div>
<b>行政サービス実施コストに与える影響  (改善に資する事項)</b>	効率化等による業務費用の削減：△約 284 百万円

## II. 事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人工業所有権情報・研修館		府省名	経済産業省
事務及び事業名	工業所有権相談等業務・情報システム関連業務			
事務及び事業の概要	特許庁の相談窓口として出願手続をはじめとする相談に対応する。 出願するために必要なソフトウェアの整備及び出願人への提供のための環境整備、公報システムの整備、審査・審判に必要な電子データの作成等を行う。			
事務及び事業に係る 23 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 22 年度当初予算増減額)	(相談) 49 百万円 (△1 百万円) (システム) 667 百万円 (△536 百万円)	支出予算額 (対 22 年度当初予算増減額)	(相談) 49 百万円 (△1 百万円) (システム) 667 百万円 (△536 百万円)
事務及び事業に係る職員数 <small>(平成22年1月1日現在)</small>	(相談) 9 人 (情報システム) 18 人			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>○出願を受理する特許庁の相談窓口としての機能を維持し、産業財産権に関する多岐にわたるユーザーニーズに柔軟に対応するため、産業財産権相談サイトの活用や関係機関との連携強化を図り、効率的で質の高い相談サービスを展開する。さらに、個人や中小企業の電子出願、施策の利用を支援するために、初心者への制度への理解を深めつつ、簡単に書類を作成できる支援ツールの提供等のユーザー支援を行う。</p> <p>○「特許庁業務・システム最適化計画」における「運営基盤システム」の稼働に伴い廃止する予定である電子出願ソフトウェア事業は、特許庁のシステムが稼働するまでの間においても、出願人が特許庁に出願するために必要不可欠であることから、費用対効果を精査しつつユーザー利便性の向上を図る。【整理合理化計画：特許庁で構築中の新業務システムの運用開始に合わせ、電子出願ソフト開発事業及び公報システム開発事業を廃止するとともに、整理標準化事業を段階的に廃止する。】</p> <p>○特許庁ホームページの運営、商標解析作業等の一部事業については、特許庁と情報・研修館の効果的・効率的な役割分担について見直しを行う。</p>			

<p style="text-align: center;"><b>備考〔補足説明〕</b></p>	<p><b>【工業所有権相談等業務】</b>  工業所有権情報・研修館は特許庁相談窓口として、出願前の相談、個別案件に関する問い合わせ等、秘密保持を要する案件にも対応することから、職員には特許庁職員と同様、特許法上の守秘義務を課している。ただし、定型的な対応が可能な一般的な相談に対しては、契約職員の活用、産業財産権相談サイトの開設、QA集の関係機関との共有等、効率化を図ってきたところである。  工業所有権情報・研修館の相談窓口機能は、特許行政サービスを提供する特許庁にとってもユーザーとのインターフェイスとして不可欠であり、引き続き、業務の効率化とサービス向上、他機関との連携強化を図ることとする。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;"> <b>【相談件数（21年度）】</b> 56,559件  &lt;内訳&gt; 窓口 11,346件  電話 39,957件  文書 1,799件  メール 3,457件 </td> <td style="text-align: center; vertical-align: top;"> <b>【相談サイトアクセス件数（2009年度）】</b> 115,513件  &lt;内訳&gt; 特許：41,879件 実用新案：10,426件  意匠：6,761件 商標：25,964件  その他：12,716件 制度施策：829件  共通：16,938件 </td> </tr> </table> <p><b>【情報システム関連業務】</b>  電子出願ソフトウェア・公報システムは、「特許庁業務・システム最適化計画」の達成に合わせて廃止予定であるが、新システム稼働までの間にあっても、特許庁への出願、公報発行のために必要不可欠であることから、費用対効果を精査しつつ引き続き利便性の向上に努める。  また、工業所有権情報・研修館が真に遂行すべき業務、「特許庁業務システム最適化計画」達成後の業務フローも踏まえ、特許庁ホームページ運営や商標解析作業等の一部事業について、特許庁と工業所有権情報・研修館の役割分担・事業実施体制を見直す。</p>	<b>【相談件数（21年度）】</b> 56,559件 <内訳> 窓口 11,346件 電話 39,957件 文書 1,799件 メール 3,457件	<b>【相談サイトアクセス件数（2009年度）】</b> 115,513件 <内訳> 特許：41,879件 実用新案：10,426件 意匠：6,761件 商標：25,964件 その他：12,716件 制度施策：829件 共通：16,938件
<b>【相談件数（21年度）】</b> 56,559件 <内訳> 窓口 11,346件 電話 39,957件 文書 1,799件 メール 3,457件	<b>【相談サイトアクセス件数（2009年度）】</b> 115,513件 <内訳> 特許：41,879件 実用新案：10,426件 意匠：6,761件 商標：25,964件 その他：12,716件 制度施策：829件 共通：16,938件		
<p><b>行政サービス実施コストに与える影響  (改善に資する事項)</b></p>	<p>(相談業務) 効率化等による業務費用の削減：△約1百万円  (情報システム) 事業実施体制の見直し、効率化等による業務費用削減：約△536百万円</p>		

## II. 事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人工業所有権情報・研修館		府省名	経済産業省
事務及び事業名	工業所有権情報流通等業務			
事務及び事業の概要	知的創造サイクルの重要な要素である特許の活用を促進するため、特許の権利者が他者に開放する意思のある特許（開放特許）が中小・ベンチャー企業等において有効に活用されるよう円滑な情報提供を行うとともに、地域における特許流通に係る専門人材の育成を支援し、特許の流通・活用が民間や自治体等の関係者間で自立的に行われる環境を整備する。			
事務及び事業に係る 23 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 22 年度当初予算増減額)	(流通促進) 0 百万円 (△2,404 百万円) (活用高度化) 903 百万円 (903 百万円)	支出予算額 (対 22 年度当初予算増減額)	(流通促進) 0 百万円 (△2,404 百万円) (活用高度化) 903 百万円 (903 百万円)
事務及び事業に係る職員数 <small>(平成22年1月1日現在)</small>	9 人			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>○特許流通促進事業は、環境整備という点で一定の成果を上げたと判断し、平成 22 年度末をもって廃止する。[独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて（平成 22 年 5 月 18 日行政刷新会議決定）2. 事業実施の主体・手法等に関する見直し(2)重複排除・事業主体の一元化等]</p> <p>○これまでの蓄積を有効に活用し、全国各地域における自立的な特許流通活動をサポートするための情報提供を行うとともに、従来のすそ野のライセンス支援に代わり、地域における産学官連携プロジェクト等に対する知的財産戦略の策定、海外への事業展開の支援等、特許の活用支援の高度化・重点化を図る。</p>			
備考〔補足説明〕	<p>特許流促進事業は、工業所有権情報・研修館（当時は工業所有権総合情報館）の設立以来、2 期 10 年間にわたり実施してきた。特許流通アドバイザーによるライセンス等の支援は平成 21 年度末累計で 13,427 件となった。また、平成 18 年度以降の第 2 期中期目標期間においては、ライセンス等支援を行うと同時に、自治体の人材に対して技術移転・特許流通のノウハウ継承を行うことで地域における特許流通市場の自立化を支援してきたところであり、ノウハウ継承を行った人材は、平成 22 年度末で 100 名を超える見込みである。これらのことから、環境整備の面では一定の成果があったと判断し事業を廃止するもの。</p> <p>次期中期目標期間においては、これまでの開放特許情報等の蓄積を散逸させることなく、ノウハウ継承を行った地域の人材等に対して情報提供を行い、地域における自立的な特許流通活動を支援する。</p> <p>また、我が国経済を活性化するためには、絶えずイノベーションが生起されるような環境整備が不可欠であり、製品の複雑化・高度化、オープンイノベーションの進展等、知的財産をとりまく環境の変化を踏まえ、従来の個々の企業等のライセンス支援、特許流通市場の整備に代わり、研究開発が事業化に結びつくよう産学官連携プロジェクト等の知的財産戦略策定の支援、知的財産に取り組む大学のすそ野の拡大等、イノベーションの観点からの特許等の活用支援へと高度化・重点化する。なお、この事業見直しに伴い、職員数も適正規模に見直す。</p>			
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	特許流通促進事業の廃止等事業の見直しによる業務費用の削減：△約 1,501 百万円			

## II. 事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人工業所有権情報・研修館		府省名	経済産業省
事務及び事業名	人材育成業務			
事務及び事業の概要	<p>特許庁の研修基本方針に基づき、審査官等の資格について特許法施行令等に定める研修をはじめとして特許庁職員の研修を行う。また、「工業所有権に関する手続き等の特例に関する法律」に定める登録調査機関の調査業務実施者（サーチャーター）を育成する研修、民間企業等向けに特許庁の審査ノウハウ・審査基準等に関する研修を実施するほか、知的財産教育用教材の策定・普及、eラーニング教材の提供等を行う。</p>			
事務及び事業に係る 23 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 22 年度当初予算増減額)	711 百万円 (△15 百万円)	支出予算額 (対 22 年度当初予算増減額)	783 百万円 (△15 百万円)
事務及び事業に係る職員数 <small>(平成22年1月1日現在)</small>	22 人			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>○審査官をはじめとする特許庁職員研修は引き続き着実に実施する。</p> <p>○民間企業等に対する人材育成事業は、特許庁職員研修の知見を活かし、特許庁の審査ノウハウ等、他の研修機関での実施・提供が困難なものを中心に各種研修メニューを提供することから、今後も、公益的見地から中立・公平に実施することを基本とし、情報・研修館自らが実施を担うべき範囲を確認しつつ、知的財産活用の活性化のための人材育成、調査業務実施者の指導者を育成するための研修、学校教育機関における知財教育用教材の利用促進、eラーニングの有効活用等、サービスの充実を図る。</p> <p>○特許審査ハイウェイ、PCT等各国特許庁の国際分業が進み、一層の国際協力の必要性が高まっていることから、審査の国際分業を支えるグローバルな審査官の養成、中国知識産権トレーニングセンター（CIPTC）及び韓国国際知識財産研修院（IIPIT）と締結した人材育成に関する協力覚書の取組等各国知的財産人材育成機関との連携・協力を推進する。</p>			
備考〔補足説明〕	<p>工業所有権情報・研修館は、特許庁の研修基本方針に従い年間の研修計画を作成し、特許庁又は工業所有権情報・研修館職員を講師に審査・審判実務、特許行政に関する研修等を実施するほか、学識経験者等を講師とした法律研修や、アウトソーシング可能な語学研修等はアウトソーシングを行いつつ、特許庁職員研修全般を実施している。特に審査・審判実務に関する研修を実施可能な民間事業者・他団体は存在せず、また、職員研修は特許庁の人事政策にも関連するため、工業所有権情報・研修館に一元的に実施させているもの。</p> <p>民間向け研修については、「知的財産人材育成総合戦略」（2006年1月知的財産戦略本部・知的創造サイクル専門調査会）において、専門人材からすそ野人材まで、知的財産人材の育成を10年間で集中的に進めるとされたことを受け、特許庁の審査実務・ノウハウ等、工業所有権情報・研修館が持つ研修の知見を活かして実施しているもので、実費以上の利益をあげることは政策上なじまず、中小企業は無料としている。研修内容は、他機関の研修内容、受講状況等を踏まえつつ、次期中期目標期間に向けて見直しを行う。</p> <p>また、民間向け研修は、平成21年度より一部研修の市場化テストを実施しており、次期中期目標期間における市場化テストの実施方針について、研修内容の見直しを踏まえつつ検討を行い平成22年度内に結論を得る。</p>			
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	業務の効率化等による業務費用の削減：約△15百万円			



### Ⅲ. 組織の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人工業所有権情報・研修館		府省名	経済産業省
見直し項目	支部・事業所等の見直し（横 1.（2））	事務事業実施主体の見直し（横 2.（1））	重複排除・事業主体の一元化等（横 2.（2））	
組織の見直しに係る具体的措置 （又は見直しの方向性）	<p>地方公報閲覧室を廃止。 【整理合理化計画：地方閲覧室については、都道府県の知的所有権センターとの重複状況や特許電子図書館の普及を踏まえ適宜縮小するとともに、平成 22 年度末までに廃止する】</p>		<p>①特許流通促進事業の廃止 ②「特許庁業務システム最適化計画」の達成に合わせて特許電子図書館事業を廃止 ③「特許庁業務システム最適化計画」達成に合わせ電子出願ソフトウェア事業・公報システム事業の廃止、整理標準化事業の段階的廃止 【整理合理化計画：特許庁で構築中の新業務システムの運用開始に合わせ、電子出願ソフト開発事業及び公報システム開発事業を廃止するとともに、整理標準化事業を段階的に廃止する】 ④特許庁ホームページ、商標解析作業等情報システム業務の一部について特許庁と情報・研修館の役割分担見直し</p>	
備考〔補足説明〕	<p>外部借室において、契約職員（閲覧指導員）を配置していた地方公報閲覧室を廃止する。 本部における地方閲覧室の管理業務がなくなることに伴い、より効率的な人員配置が可能となる。</p>	<p>工業所有権情報・研修館の業務は、Ⅱ.の各業務に記載のとおり、収益性のある事業ではなく民営化になじまない。特許流通促進事業の廃止等業務の見直し・効率化に伴い、組織をスリム化していく。</p>	<p>①事業を廃止し効率化・スリム化を図りつつ特許の活用支援策の重点化・高度化を図ることから、組織の見直し・人員適正化を図る。 ②③「特許庁システム最適化計画」達成に伴い業務が大幅に整理されるが、同計画の達成時期は現時点において平成 27 年 1 月であることから、組織のあり方について、次期中期目標期間中に検討する。 ④当該見直しに伴い、人員の適正化を図る。</p>	

法人名	独立行政法人工業所有権情報・研修館		府省名	経済産業省
見直し項目	非公務員化			
<p>組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)</p>				
<p>備考〔補足説明〕</p>	<p>平成18年4月1日に非特定独立行政法人化。</p>			

IV. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人工業所有権情報・研修館		府省名	経済産業省
見直し項目	保有資産の見直し（不要資産の国庫返納等）（横1.（1））	随意契約の見直し等取引関係の見直し（横2.（3））	自己収入の拡大（横2.（4））	
運営の効率化及び自律化に係る見直し案の具体的措置（又は見直しの方向性）		<p>英文抄録・和文抄録の作成について、年間30万件におよぶ作成件数が入札参加の阻害要因とならないよう適正な規模に分割して入札を行う。</p> <p>上記事業以外でも、事業全般において、引き続き、随意契約見直しの取組を継続するとともに、一者応札となった契約について競争性確保のための改革に取り組む。</p>	<p>工業所有権情報・研修館の本来のミッションを損なわない範囲で自己収入の拡大に向け検討する。</p>	
備考〔補足説明〕	<p>工業所有権情報・研修館は、独法通則法上の「不要資産」はない。</p> <p>なお、積立金について、独立行政法人通則法、独立行政法人会計基準等に従い、現中期目標期間の最終事業年度である平成22年度決算において整理を行った後、国庫に返納する。</p>	<p>これまで随意契約により実施してきた事業は、現中期目標期間中に、真にやむをえないものを除き、競争的契約に移行してきた。</p> <p>競争的契約に移行した事業であっても、一者応札・応募となった案件について、外部有識者により構成される契約監視委員会の点検結果を踏まえ、真に競争性を確保するために、事業規模の適正化、入札参加要件の見直し、公告期間の延長等の見直しに取り組む。</p> <p>なお、契約にかかる規程類は、全て国に準拠したものとなっている。</p>	<p>人材育成業務のうち、民間向け研修については、政策ニーズを踏まえて公益的見地から公平・中立に実施することを基本として実費を徴収している。他の事業も含め、自己収入拡大の余地を検討していく。</p>	

法人名	独立行政法人工業所有権情報・研修館		府省名	経済産業省
見直し項目	管理運営の適正化（人事管理・人件費を含む）（横3.（1））	事業の審査、評価の見直し（横3.（2））	業務のアウトソーシング（官民競争入札等の導入）	
<p align="center"><b>運営の効率化及び自律化に係る 見直し案の具体的措置 （又は見直しの方向性）</b></p>	<p>これまでの総人件費改革の取組に準じ人件費の△1%効率化、一般管理費の△3%効率化を図る。</p> <p>また、特許流通促進事業の廃止等業務の見直し・効率化を図り業務費用を縮減する。</p>		<p>「Ⅱ. 人材育成業務」参照</p>	
<p align="center"><b>備考〔補足説明〕</b></p>	<p>工業所有権情報・研修館のラスパイルス指数（地域・学歴勘案）は、平成21年度において100.8と、国家公務員と同水準であることから、この水準を維持する。</p>	<p>各事業においてアンケートを実施して出願人等ユーザーの意見・要望を広く聴取し、業務計画等に反映させることで事業の実効性の確保に努めており、引き続き本取組により、実効性の確保に努める。</p>		

法人名	独立行政法人工業所有権情報・研修館		府省名	経済産業省
見直し項目	給与振込の見直し	海外出張旅費の見直し		
<p style="text-align: center;"><b>運営の効率化及び自律化に係る 見直し案の具体的措置 (又は見直しの方向性)</b></p>	<p>複数口座への振込を認めていたが、平成 23 年度から、原則 1 口座とするよう見直す。</p> <p>『平成 22 年度予算執行調査：独立行政法人及び国立大学法人等の給与振込経費』</p>			
<p style="text-align: center;"><b>備考〔補足説明〕</b></p>			<p>工業所有権情報・研修館の海外旅費にかかる規程・運用は、国家公務員に準じたものとなっている。</p>	

(注) 様式Ⅲ及び様式Ⅳの見直し項目の末尾の括弧書きは、「独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて」(平成22年5月18日行政刷新会議決定)の該当項目を示す。

例：様式Ⅲ「支部・事業所等の見直し(横1.(2))」中の「(横1.(2))」は、「独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて」(平成22年5月18日行政刷新会議決定)の「1. 保有資産の見直し(2) 事務所等の見直し」を示す。

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

<b>法人名</b>		独立行政法人 製品評価技術基盤機構			<b>府省名</b>	経済産業省	
<b>沿革</b>		<p>独立行政法人製品評価技術基盤機構は、平成13年に設立。その前身は、通商産業省の施設等機関であり、社会的要請、行政ニーズ等に柔軟に対応してきている。</p>					
<b>中期目標期間</b>		第1期：平成13年4月1日～平成18年3月31日（16年見直し）				第2期：平成18年4月1日～平成23年3月31日	
<b>役員数及び職員数</b> (平成22年1月1日現在)		<b>役員数（うち、監事の人数）</b>			<b>職員の実員数</b>		
※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。		<b>法定数</b>	<b>常勤の実員数</b>	<b>非常勤の実員数</b>	<b>常勤職員</b>		<b>非常勤職員</b>
		5人（2人）	4人（1人）	1人（1人）	396人		148人
<b>年度</b>		<b>平成18年度</b>	<b>平成19年度</b>	<b>平成20年度</b>	<b>平成21年度</b>	<b>平成22年度</b>	<b>平成23年度(要)</b>
<b>国からの財政支出額の推移</b>  (単位：百万円)	<b>一般会計</b>	7,841	7,780	7,556	7,536	7,236	7,070
	<b>特別会計</b>	21	0	0	0	0	0
	<b>計</b>	7,862	7,780	7,556	7,536	7,236	7,070
	<b>うち運営費交付金</b>	7,626	7,588	7,466	7,392	7,155	7,040
	<b>うち施設整備費等補助金</b>	120	102	0	57	0	30
	<b>うちその他の補助金等</b>	116	90	89	86	81	0
<b>支出予算額の推移</b> (単位：百万円)		9,421	8,682	9,213	9,479	8,374	7,070
<b>利益剰余金（又は繰越欠損金）の推移</b>  (単位：百万円)		281	110	333	804		
<b>発生要因</b>		<p>利益剰余金の発生要因は、①講習業務に係る剰余金、②第一期中期目標期間に受託事業の経費で購入した未償却益を第二期に繰り越したことによるものである。</p> <p>このうち、①講習業務に係る剰余金については、特に電気工事士関係の講習が5年ごとに義務づけられ、年度ごとの受講者数が大きく変動することから、手数料収入が毎年大きく変動し、最大約5倍の幅にわたっている。このため、単年度ベースで見ると剰余金が発生する年と、欠損金が発生する年があり、5年間を通じてならしてみると収支の均衡が図られている。また、②の未償却益は会計処理に伴い見かけ上発生しているもの。</p>					
<b>見直し案</b>		<p>電気工事士及びガス消費機器設置工事監督者の講習業務は、民間に委ねる具体的な方策について、過去の閣議決定等との関係を含めて整理した上で、NITEの業務としては廃止する方向で検討する。</p>					

運営費交付金債務残高 (単位:百万円)	153	394	1,150	1,688		
行政サービス実施コストの推移 (単位:百万円)	9,086	8,808	7,676	7,216	(見込み) 7,669	(見込み) 7,830
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び改善見込み額	業務の効率化を進める一方で、行政サービス実施コストの計算に当たっては、講習業務における収入を控除していることから、平成22、23年度の見込みについては、当該収入が少なくなることに伴い、行政サービス実施コストは逆に高まる傾向がある。					
中期目標の達成状況 (業務運営の効率化に関する事項等) (平成21年度実績)	<p>経済産業省独立行政法人評価委員会が行った評価は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中期目標期間中の業務実績評価は、18年度から21年度にかけて、毎年、いずれも、業務運営の効率化「A」評価、総合評価「A」評価であった。</li> <li>・ 21年度は、一般管理費については、コストベースでは929百万円となり、前年度比48百万円の減(同約4.9%の減)となった。これは、退職手当の増がある一方、業務支出見直し計画による無駄撲滅に努めたほか、一般競争入札の拡大、少額随意契約案件における公開見積制度の導入などによる経費削減を行うなど管理コストの削減に努めたことによるものである。</li> <li>・ 運営費交付金を充当した業務経費については、18年度から21年度までの4年間の毎年度平均では、1.4%の支出減となっており、計画(中期目標期間中、毎年度、平均で前年度比1%以上の削減)を達成している。</li> <li>・ 人件費については、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)に基づき、国家公務員の定員の純減目標(今後5年間で5%以上の純減)及び給与構造改革を踏まえ、国家公務員に準じて第二期末における常勤職員数を第一期末(平成17年度末)の95%以下に抑制するという目標の達成に向けて、退職予定者数を踏まえた人員削減計画を策定し、これに基づいて着実な人員削減を実施。</li> </ul>					



## Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人 製品評価技術基盤機構		府省名	経済産業省
事務及び事業名	製品安全関連業務			
事務及び事業の概要	<p>製品安全４法（注）に基づく、製品事故の原因究明、立入検査業務等の実施。また、事故原因究明結果等に基づいて、技術基準・規格等の見直しや国際整合化等の技術的支援。</p> <p>製品安全４法に基づき立入検査業務等。</p> <p>電気工事士及びガス消費機器設置工事監督者の講習業務。</p> <p>（注）：消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律</p>			
事務及び事業に係る 23 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 22 年度当初予算増減額)	2, 4 4 8 百万円 ( ▲ 1 0 百万円)	支出予算額 (対 22 年度当初予算増減額)	2, 4 5 0 百万円 ( ▲ 1 0 百万円)
事務及び事業に係る職員数 <small>(平成22年1月1日現在)</small>	1 5 2 人			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>(見直しの方向性)</p> <p>製品事故の再発防止から未然防止に向けて製品安全対策を高度化する。確度の高い事故原因究明結果に基づき、製品安全に関わる法規制等の適正な施行や技術基準を含めた法規制の見直しに技術的な支援を行うとともに、事故原因究明結果を活用して事業者によるリスク評価を支援する。製品に係る技術基準・規格等を国際整合化し、認証制度を活用して、海外からの輸入品による事故防止を強化することをもって、国民の安全確保のための安全レベルの高度化を図る。</p> <p>製品安全関連業務に関しては、消費者庁、国民生活センターの役割分担等を踏まえ、製品安全確保のために関係機関との一層の連携の在り方を検討する。[事業仕分け第2弾（前半）：消費者庁と国民生活センターの役割分担、連携の在り方を至急整理。その上で、他の省庁や独法との横の連携を早急に構築] [独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて（平成 22 年 5 月 18 日行政刷新会議決定） 2. 事業実施の主体・手法等に関する見直し(2)重複排除・事業主体の一元化等]</p> <p>電気工事士及びガス消費機器設置工事監督者の講習業務は、民間に委ねる具体的な方策について、過去の閣議決定等との関係を含めて整理した上で、N I T E の業務としては廃止する方向で検討する。[独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて（平成 22 年 5 月 18 日行政刷新会議決定） 2. 事業実施の主体・手法等に関する見直し(2)重複排除・事業主体の一元化等]</p>			
備考〔補足説明〕	<p>N I T E は、これまで社会的な要請、行政ニーズ等に対応した業務を行ってきており、今後も、これら社会的な要請等の変化に柔軟に対応し、また、業務の一層の効率化等を推進しつつ、くらしの安全・安心の確保、産業活動における信頼性と安全性の確保に役立てていくことが必要。</p>			

行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	業務の一層の効率化等を図ることにより、行政サービス実施コストの低下に寄与。
---------------------------------	---------------------------------------

(注) 製品安全関連業務の23年度概算要求額については、N I T E全体の予算のうち22年度予算の製品安全関係業務の配分比率を用いて、按分したもの。

法人名	独立行政法人 製品評価技術基盤機構	府省名	経済産業省
事務及び事業名	化学物質管理関連業務		
事務及び事業の概要	<p>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）に基づく新規化学物質の事前審査及び規制対象物質に係るリスク評価並びに立入検査等。</p> <p>化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律に基づく国際機関による検査の立会業務及び立入検査等。</p> <p>特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律及び化審法の施行等に必要となる化学物質データベースの整備など技術的支援。</p>		
事務及び事業に係る 23 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 22 年度当初予算増減額)	1, 4 5 6 百万円 ( ▲ 2 3 百万円)	支出予算額 (対 22 年度当初予算増減額)
事務及び事業に係る職員数 (平成22年1月1日現在)	5 6 人		
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>(見直しの方向性)</p> <p>化学物質管理法令の支援業務を中核として業務を推進することとし、特に、化学物質審査規制法関連業務については平成 2 1 年度に新たに導入されたリスクに基づく化学物質管理制度の着実な運用に資するため、スクリーニング評価やリスク評価の体制の構築、実運用のための技術的支援を重点的に行う。さらに、化学物質管理法令の施行に有用な技術開発も行う。国民、事業者への情報提供については、法令の支援業務を通じて得た新たな知見等を加えるなど、情報発信の強化にも努める。これらの業務を通じて、化学物質管理における国民の安全確保のための安全レベルの高度化を図る。</p>		
備考〔補足説明〕	<p>N I T E は、これまで社会的な要請、行政ニーズ等に対応した業務を行ってきており、今後も、これら社会的な要請等の変化に柔軟に対応し、また、業務の一層の効率化等を推進しつつ、くらしの安全・安心の確保、産業活動における信頼性と安全性の確保に役立てていくことが必要。</p>		
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	<p>業務の一層の効率化等を図ることにより、行政サービス実施コストの低下に寄与。</p>		

(注) 化学物質管理関連業務の 2 3 年度概算要求額については、N I T E 全体の予算のうち 2 2 年度予算の化学物質管理関連業務の配分比率を用いて、按分したものの。

法人名	独立行政法人 製品評価技術基盤機構		府省名	経済産業省
事務及び事業名	バイオテクノロジー関連業務			
事務及び事業の概要	<p>遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）に基づく安全性の審査、立入検査、技術的支援の実施。</p> <p>生物多様性条約の下で海外から入手した微生物など産業上有用な生物遺伝資源の収集・保存・提供の実施及び海外生物資源国との二国間協力の推進。</p> <p>ブダペスト条約及び特許法に基づく寄託機関として、微生物の特許寄託を実施。</p>			
事務及び事業に係る 23 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 22 年度当初予算増減額)	2, 220 百万円 ( ▲ 36 百万円)	支出予算額 (対 22 年度当初予算増減額)	2, 350 百万円 ( ▲ 36 百万円)
事務及び事業に係る職員数 (平成22年1月1日現在)	83人			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>(見直しの方向性)</p> <p>バイオテクノロジーの産業利用における安全レベルの向上を図るため、カルタヘナ法に基づく立入検査、審査支援業務の高度化を図る。生物多様性条約を遵守しつつ、生物遺伝資源の確保及び安定供給等のため、アジア各国との二国間協力関係を維持・強化し、国際的移転枠組みのアジア展開を拡充する。網羅的な微生物のゲノム解析については、産業利用におけるリスク評価のための安全性確保に係る各種データの取得・整備に重点を移す。</p> <p>特許微生物寄託業務については、既存の利用者への影響やそれら利用者の意向等を精査した上で、抜本的な業務の見直しを行う。[独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて（平成 22 年 5 月 18 日行政刷新会議決定）</p> <p>3. 組織管理（ガバナンス）の強化(1)管理運営の適正化]</p>			
備考〔補足説明〕	<p>N I T E は、これまで社会的な要請、行政ニーズ等に対応した業務を行ってきており、今後も、これら社会的な要請等の変化に柔軟に対応し、また、業務の一層の効率化等を推進しつつ、くらしの安全・安心の確保、産業活動における信頼性と安全性の確保に役立てていくことが必要。</p>			
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	<p>業務の一層の効率化等を図ることにより、行政サービス実施コストの低下に寄与。</p>			

(注) バイオテクノロジー関連業務の 23 年度概算要求額については、N I T E 全体の予算のうち 22 年度予算のバイオテクノロジー関連業務の配分比率を用いて、按分したものの。

法人名	独立行政法人 製品評価技術基盤機構	府省名	経済産業省
事務及び事業名	適合性認定関連業務		
事務及び事業の概要	工業標準化法、計量法及び製品安全4法等に基づき、試験事業者及び検査機関等の技術的能力の認定、技術的能力の調査等のほか、立入検査等を実施。		
事務及び事業に係る23年度予算要求額	国からの財政支出額 (対22年度当初予算増減額)	1,009百万円 (▲17百万円)	支出予算額 (対22年度当初予算増減額)
			1,130百万円 (▲17百万円)
事務及び事業に係る職員数 (平成22年1月1日現在)	57人		
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>(見直しの方向性)</p> <p>海外からの輸入品による事故を防止するために、認証機関が行う技術基準・規格等への適合性について、認定機関としてのNITEによる評価を一層強化して、安全の確保を推進する。リチウムイオン電池、太陽電池、ロボット等の高度技術力を有する新技術分野における適合性認定システムを速やかに提供することにより、事故の未然防止、国際取引を含めた取引の円滑化に貢献する。</p> <p>地球温暖化対策や環境測定分野において、取引・証明の信頼性を確保するため、計量分野・環境測定分野の認定に関する技術的知見を踏まえ、認定ニーズ対応を強化する。</p>		
備考〔補足説明〕	NITEは、これまで社会的な要請、行政ニーズ等に対応した業務を行ってきており、今後も、これら社会的な要請等の変化に柔軟に対応し、また、業務の一層の効率化等を推進しつつ、くらしの安全・安心の確保、産業活動における信頼性と安全性の確保に依っていくことが必要。		
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	業務の一層の効率化等を図ることにより、行政サービス実施コストの低下に寄与。		

(注) 適合性認定関連業務の23年度概算要求額については、NITE全体の予算のうち22年度予算の適合性認定関連業務の配分比率を用いて、按分したものである。

### Ⅲ. 組織の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人 製品評価技術基盤機構	府省名	経済産業省
見直し項目	支部・事業所等の見直し（横 1.（2））	事務事業実施主体の見直し（横 2.（1））	
組織の見直しに係る具体的措置 （又は見直しの方向性）	<p>（見直しの方向性）</p> <p><u>製品事故調査に関する現地調査、事故品確保といった初動調査を限られた資源で迅速かつ効率的に行うため、地域の関係機関等と密接な連携を図り、業務を的確に実施できる体制を確保するとともに、最も効率的な体制となるよう地域拠点の業務量の変動に応じた人員配置を図る。</u>【整理合理化計画：限られた資源で最大の効果を発揮させる観点から、各地方支所の設置目的と果たすべき機能、役割、近隣支所との業務分担の在り方等を随時検証し、その検証結果に基づき所要の見直しを行うものとする】【整理合理化計画：製品事故の原因究明能力の一層の向上を図るため、機構が保有する多様かつ高度な技術的知見、人材、設備等の一体的な活用を更に進める。このため、各部門間の連携、機動的な人員配置等をより強化する。】</p>	<p>（見直しの方向性）</p> <p>電気工事士及びガス消費機器設置工事監督者の講習業務は、民間に委ねる具体的な方策について、過去の閣議決定等との関係を含めて整理した上で、NITEの業務としては廃止する方向で検討する。</p>	
備考〔補足説明〕	<p>製品事故の原因究明のためには、火災現場での消防との合同調査や、警察の現場検証への立会による情報収集、あるいは消費生活センターからの連絡を受けての現場調査、事故品確認など、初動調査が極めて重要であり、この初動調査には、迅速な対応が求められる。このため、全国に支所を配置し、地域の消防・警察・消費生活センターとの情報交換、連携体制を構築することが重要。</p> <p>また、高度な専門技術者や試験装置が必要とされる技術分野については、特定の支所に配置し、効果的・効率的に原因究明を実施する体制を構築することが重要。</p>	<p>NITEに真に果たすべき事業に特化させるため、事業を大胆に見直したものの。</p>	

法人名	独立行政法人 製品評価技術基盤機構	府省名	経済産業省
見直し項目	重複排除・事業主体の一元化等（横2.（2））	非公務員化	
組織の見直しに係る具体的措置 （又は見直しの方向性）	<p>（見直しの方向性）</p> <p>製品安全関連業務に関し、消費者庁、国民生活センターの役割分担等を踏まえ、製品安全確保のために関係機関との一層の連携の在り方を検討する。[事業仕分け第2弾（前半）：消費者庁と国民生活センターの役割分担、連携の在り方を至急整理。その上で、他の省庁や独法との横の連携を早急に構築]</p>	<p>（見直しの方向性）</p> <p>措置は講じない。【整理合理化計画：現中期目標期間終了時に改めて検討対象とする。】</p>	
備考〔補足説明〕	<p>現在、消費者庁と国民生活センターとの間で、役割分担等の整理を行っているところ。</p> <p>当省としては、NITEへの国民生活センターの理事長の視察等、関係者間での情報交換、意見交換等を行っているところ。</p>	<p>NITEの関係法律に基づく法執行・支援業務、外国政府機関等との交渉等の業務等については、その停滞が許されない業務や、高度な公平性・中立性が要求される業務、あるいは、相手国政府等との信頼と合意に基づいて行われる業務であり、国家公務員としての身分を役職員が引き続き有することが必要。</p>	

#### IV. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人 製品評価技術基盤機構		府省名	経済産業省
見直し項目	内部統制の充実・強化（横3.（1）（2））	契約の適正化（横2.（3））	戦略的人材の確保・育成	
<b>運営の効率化及び自律化に係る 見直し案の具体的措置 （又は見直しの方向性）</b>	<p>（見直しの方向性）</p> <p>法令等を遵守しつつ業務を行い、N I T Eに期待される役割を効果的かつ効率的に果たすため、引き続き、統制環境、リスク管理、モニタリング等の観点を踏まえた内部統制の充実・強化を図るとともに、政策効果（アウトカム）を意識したマネジメントを強化する組織体制の整備を行う。また、経営陣と職員間における意見交換を積極的に行い、組織目標、具体的な戦略、実施計画等について情報共有を図る。</p> <p>コスト縮減を念頭に、予算の執行管理等を含め、業務全般にわたる管理運営の適正化を一層図るとともに、事業の内部審査や評価について、対外的な透明性を一層確保するための方策を検討する。</p>	<p>（見直しの方向性）</p> <p>随意契約について、一般競争入札への移行を徹底するとともに、競争入札等の際に実質的な競争を確保するため、新規事業者が参加しやすい環境及び条件の整備を一層進め、一者応札・一者応募の減少を図る。</p>	<p>（見直しの方向性）</p> <p>N I T Eが高度な技術力を有することによって、「信頼される機関」として存続するため、技術的専門性を有する人材を確保・育成するとともに、新しい社会的要請、行政ニーズ等にも対応できるよう、専門分野の複層化につながる取組を一層進めていく。また、これらの人材を支援する管理部門（法務・コンプライアンス、財務・会計、個人情報・情報セキュリティ等）についても、組織の信頼性の確保と維持向上、健全な組織運営を行っていくため、人材の育成を強化する。</p> <p>職員一人一人の能力や意向を考慮し、計画的に必要な教育・研修を積極的に実施する。その際、自己啓発型研修の重点化、外部研修の充実を図る。</p>	
<b>備考〔補足説明〕</b>	<p>これまで、N I T Eは設立当初より内部統制の充実を図ってきたところであり、今後とも、その充実・強化を図ることが、独立行政法人のミッションの有効かつ効率的な達成に不可欠である。</p>	<p>実質的な競争の確保及び効率的、効果的な予算の執行等の観点から、契約の一層の適正化を図ることが必要。</p>	<p>科学的知見の蓄積・高度な技術を有する技術専門家集団としてのN I T Eの特徴を活かして社会的な要請や行政ニーズ等の変化に対応した業務を速やかに実施していくためには、人材を確保し育成していくことが非常に重要であり、国民の期待に応えることができるようにすることを念頭に置きつつ、戦略的に人材を育成していくことが重要。</p>	



法人名	独立行政法人 製品評価技術基盤機構		府省名	経済産業省
見直し項目	広報、情報提供の推進	機動的な内部組織の構築		保有資産の見直し（横 1.（1））
<p align="center"><b>運営の効率化及び自律化に係る 見直し案の具体的措置 （又は見直しの方向性）</b></p>	<p>（見直しの方向性）            マスメディアを活用した最新情報のタイムリーな発信や、各種展示、一般公開、データベース、ホームページ、市民講座等の様々な広報手段を活用し、効果的かつ効率的な広報活動を推進する。</p>	<p>（見直しの方向性）            これまでN I T Eは、業務遂行上の枠組みに共通点が多いことから、4つの業務部門が連携しながら効率的に業務を実施してきた。今後も、各部門の専門家の流動化を図り、部門間連携等を一層推進し、組織の活性化を図るとともに、国民生活の安全の確保、産業活動における信頼性と安全性を確保する上で最適な内部組織を構築する。</p>		<p>（見直しの方向性）            N I T Eが保有する資産について、当該資産を保有し続ける必要があるか厳しく検証し、不要資産があれば、国庫に返納する。</p>
<p align="center"><b>備考〔補足説明〕</b></p>	<p>N I T Eが交付金によって運営される公的機関であることに鑑みれば、業務活動の成果を広く国民・社会に対して円滑、効果的に普及させることは、重要な使命のひとつであるため。</p>	<p>社会的な要請、行政ニーズ等に柔軟に対応するため、機動的な内部組織を構築する必要がある。</p>		<p>基本的に、N I T Eは保有する資産を有効に活用しているが、見直しは不断に行う必要がある。</p>

法人名	独立行政法人 製品評価技術基盤機構		府省名	経済産業省
見直し項目	自己収入の増加（横2.（4））	業務のアウトソーシング（官民競争入札等の導入）		
運営の効率化及び自律化に係る見直し案の具体的措置（又は見直しの方向性）	（見直しの方向性） N I T E の多様な事務及び事業の確実な実施を確保するため、国とN I T E の役割について再度点検を行って明確にした上で、各事業分野において運営費交付金以外の外部資金（委託費等）の獲得に努める。また、受益と負担の関係の適正化を踏まえつつ、引き続き、手数料収入等の増加に努める。	（見直しの方向性） 化学物質管理に必要な技術や情報に関する基盤の整備、提供等についてはアウトソーシングや外部人材活用などによる一層の効率化を進める。		
備考〔補足説明〕	資金面での制約の下で、N I T E に期待される役割を効率的かつ効果的に達成することが必要。	これまでも、N I T E では、人的、資金的制約が厳しくなる中、社会的要請や行政ニーズ等に的確に対応していくため、アウトソーシングを積極的に進めてきたところ。今後も、外部委託を行うことによって、より効率的な業務運営となる余地のあるものがないかどうか、引き続き検討を行い、一層の効率化を進めることが重要。		

（注） 様式Ⅲ及び様式Ⅳの見直し項目の末尾の括弧書きは、「独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて」（平成22年5月18日行政刷新会議決定）の該当項目を示す。

例：様式Ⅲ「支部・事業所等の見直し（横1.（2））」中の「（横1.（2））」は、「独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて」（平成22年5月18日行政刷新会議決定）の「1. 保有資産の見直し（2）事務所等の見直し」を示す。

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名	独立行政法人日本貿易振興機構			府省名	経済産業省		
沿革	<p>我が国の民間貿易が再開された当時、海外の市場情報を調査する機関として昭和26年3月「財団法人海外市場調査会」が設立された。</p> <p>その後、「調査」「展示」「貿易斡旋」の3本事業を一体化して貿易を効率的に振興するため、「財団法人海外市場調査会」と「国際見本市協議会」及び「日本貿易斡旋所協議会」が昭和29年8月に合併して「財団法人海外貿易振興会」が発足。</p> <p>昭和30年代に入り、我が国貿易振興施策を一層総合的かつ一元的に実施する中核機関として、財団法人海外貿易振興会を特殊法人化することとなり、昭和33年4月「日本貿易振興会法」が国会で成立し、「日本貿易振興会」が設立された。</p> <p>日本貿易振興会は、設立当初は輸出振興を中心に事業を展開していたが、その後、我が国が世界の経済大国へ成長するに至り、貿易摩擦への対応や輸入拡大が求められるようになった1970年代後半からは輸入促進、産業協力等に重点を移し、現在では対日投資、輸出促進、貿易開発など様々な事業を、時代の要請に対応しつつ行っている。</p> <p>平成10年7月に、我が国最大の地域研究機関であるアジア経済研究所と統合し、貿易・投資振興、地域・開発研究の推進を目指す総合機関となった。</p> <p>平成14年12月に「独立行政法人日本貿易振興機構法」が国会で成立し、平成15年10月1日、「独立行政法人日本貿易振興機構」が設立された。</p>						
中期目標期間	第1期：平成15年10月～平成19年3月			第2期：平成19年4月～平成23年3月			
<b>役員数及び職員数</b> (平成22年1月1日現在) <small>※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。</small>	役員数(うち、監事の人数)			職員の実員数			
	法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数	常勤職員		非常勤職員	
	10人(2人)	9人(1人)	1人(1人)	1,543人		21人	
年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度(要)	
<b>国からの財政支出額の推移</b> <small>(単位：百万円)</small>	一般会計	30,010	26,710	28,118	28,147	27,257	25,671
	特別会計	2,085	404	1,061	1,411	0	0
	計	32,095	27,114	29,179	29,558	27,257	25,671
	うち運営費交付金	23,923	24,408	23,885	23,319	22,845	22,784
	うち施設整備費等補助金	0	0	0	0	0	0
うちその他の補助金等	8,172	2,705	5,294	6,239	4,413	2,887	
支出予算額の推移 <small>(単位：百万円)</small>	32,095	27,114	29,179	29,558	27,257	25,671	
利益剰余金(又は繰越欠損金)の推移 <small>(単位：百万円)</small>	895	624	934	987			
発生要因	前中期目標期間繰越積立金、独立行政法人整理合理化計画を踏まえた事業譲渡による収入、国の財政負担によらない収入など。						

	見直し案					
運営費交付金債務残高 (単位:百万円)	0	793	1,637	3,380		
行政サービス実施コストの推移 (単位:百万円)	29,318	30,127	28,411	25,869	(見込み)	(見込み)
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び改善見込み額	<p>運営費交付金について、第2期中期計画期間中は毎年度平均で一般管理費3%、同じく業務経費年率1%の割合で削減しており、平成18年度から平成22年度までに約11億円の運営費交付金が削減されている。また、自己収入の拡大についても不断の見直しを行い、収入の増加を図る。これにより、平成18年度から平成21年度までに、約34億円程度の行政サービス実施コストの改善が図られた。</p>					
中期目標の達成状況 (業務運営の効率化に関する事項等) (平成21年度実績)	<p>第2期中期目標期間中は、毎年度総合評価は「A」であった。業務運営の効率化については、第1期中期目標期間全体で「A」評価であった。第2期中期目標期間のうち、19年度、20年度は「B」評価であった。</p> <p>総人件費については、行政改革の推進に関する法律に基づき、「平成17年度比で5年間で5%以上の削減」の目標を達成すべく、俸給表の改定等の見直し、海外事務所駐在員の削減等を実施し、平成21年度において17年度比▲9.7%の削減を達成した。</p>					

## Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案

<b>法人名</b>	独立行政法人日本貿易振興機構		<b>府省名</b>	経済産業省
<b>事務及び事業名</b>	中小企業を中心とする日本企業の海外展開支援事業等			
<b>事務及び事業の概要</b>	日本の発展の基盤である自由な貿易と投資の拡大を促進するため、海外 72 カ所、国内 38 カ所の事務所を活用し、また、海外の同様の任務を有する公的機関と協力して、中小企業等の海外展開の支援、各国政府との産業協力事業の実施、EPA交渉の事前準備、博覧会の開催支援等を行う。			
<b>事務及び事業に係る 23 年度予算要求額</b>	<b>国からの財政支出額</b> (対 22 年度当初予算増減額)	25,671 百万円 (▲1,586 百万円)	<b>支出予算額</b> (対 22 年度当初予算増減額)	25,671 百万円 (▲1,586 百万円)
<b>事務及び事業に係る職員数</b> (平成22年1月1日現在)	1,543 人			
<b>事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)</b>	<p>日本貿易振興機構は、これまで半世紀以上にわたり、各時代の重点的な通商・貿易政策上の課題に対応しつつ、一貫して我が国の貿易投資振興策の実行を担う組織として機能してきている。次期中期目標期間においては、日本経済の現状と新興国市場の成長及び日本企業とりわけ中小企業の海外展開、さらに国の政策ニーズを踏まえて、以下の事業を重点的に実施する。</p> <p>① 中小企業を中心とする日本企業の海外展開支援 東アジア等新興国市場や欧米等先進国市場を想定し、海外展開により多くのコストとリスク負担を強いられる中小企業を中心に、日本企業の海外展開を強力に支援する。 機械産業などの中小企業製品、農林水産品・食品、クリエイティブ産業などのコンテンツ、環境・省エネ機器などの海外販路を開拓し、輸出の促進を図る。更なる販路拡大のために海外進出を模索する企業に対しては、投資環境に関する情報提供やビジネス拠点設立に向けての個別支援等によりその円滑化を図る。すでに進出している企業に対しては、在外公館や現地日本商工会議所などと協力して、事業環境整備において相手国の関係当局等との間で主体的な役割を果たすとともに、第三国へのビジネス展開も含めた経営上の課題に関する情報提供、個別相談や、国際ビジネスのルールやスタンダード作りへの関与など、相手国とも協調して取り組む。さらに、我が国政府及び現地政府と協力して日本企業の知的財産保護を推進する。</p> <p>② 対日投資促進 海外からのビジネス拠点や高付加価値機能の呼び込みを中心に、雇用維持・創出効果、アジア拠点化への貢献、内需拡大等の面で経済波及効果の高い案件に重点化するなど、より効果的な事業実施を図る。対日投資ビジネスサポートセンターについては、自治体との連携強化による情報提供内容の充実等、ワンストップサービス機能の更なる向上と利用促進を図りつつ、効率的運営を行う。</p>			

	<p>③東アジア経済圏形成に向けての貢献（調査・研究）</p> <p>日本企業の東アジア等におけるビジネス環境の改善のため、国内外のネットワークを最大限活用し、民間研究会の実施等を行い、二国間のみならず多国間の経済連携協定（EPA）の形成を支援し、その活用促進を図る。アジア経済研究所の行う地域研究・開発研究と海外調査が一体となって生み出される知見を国際ビジネスにつなげるべく、リソースの相互活用など効率的・効果的な調査・研究体制を強化する。</p> <p>また、東アジアの経済統合の促進のために設立された東アジア・ASEAN経済研究センター（ERIA）における研究の支援を行うとともに、アジアのインフラ整備、内需拡大に向けた環境整備に協力する。</p>
<p>備考〔補足説明〕</p>	<p>日本貿易振興機構は、独立行政法人化以降、成果志向、お客様志向を基本として、対日投資促進、中小企業の海外販路開拓をはじめ、地域経済活性化、新興市場でのビジネス展開支援、東アジア等のビジネス環境改善に向けた取り組み、環境・エネルギー分野等のビジネス支援展開などを通じて、我が国企業の海外ビジネス展開の支援に努めてきたところである。</p> <p>（１）日本経済を取り巻く現状</p> <p>企業が国境を越え利潤最大化を行う行動は、東アジアを中心に世界レベルで産業立地を変化させている。国内では高度技術が必要な生産・研究開発機能や本社・サービス機能に集中する一方で、多くの生産工程が海外に移転されてきた。この結果、地域の産業集積が崩れ、中小企業が影響を受けている。また、人口増加は地方都市を発展させる力として作用してきたが、90年代から始まった少子化が地方都市を衰退させる力として作用を始めている。ここにリーマン・ショックに始まる100年に一度とも言われる世界同時不況やその後続く欧州などの金融不安が加わり、中小企業と地域産業の存続に重大な影響を与えている。</p> <p>そうした中で、世界では地球環境問題など資源環境制約の高まりから環境・エネルギー分野の成長が見込まれるほか、高速鉄道などインフラ・プラントの需要が増大し、東アジアを中心とする新興国市場におけるボリュームゾーンやBOPビジネスの需要拡大も見込まれている。日本経済の再活性化のためには、そうした需要をいかに我が国経済の発展に結び付けていくかという視点が非常に重要である。</p> <p>また、新興国のみならず、世界同時不況の震源地である米国はその不況から復活の兆しを見せ、引き続き、所得水準が高く、高付加価値の製品・サービスへの需要が大きい欧米等先進国も重要な市場である。</p> <p>（２）日本企業の海外展開及び対日投資促進の必要性</p> <p>国内市場に大きな伸びが見込めない中で、海外販路の開拓など海外展開に活路を見出すことなしにはその存続すら危ういという企業も少なくない。世界市場での価格競争や技術力競争にいかん打って出るか、日本企業の海外戦略が問われている。</p> <p>東アジアのみならず世界が直面する資源・環境・広域インフラ整備等の課題解決のためにも、日本企業がその優れた技術力を活かし、積極的に貢献していくことが求められる。</p>

	<p>また、日本経済活性化のためには、海外からの高付加価値機能など新しい要素を呼び込み、「グローバル化の進展」と「国内雇用」を発展的に両立していかななくてはならない。このため、対日投資を促進し、地域経済の活性化、アジアの中核拠点としての地位確立などを図っていくことが不可欠である。</p> <p><b>【廃止または民営化した場合の問題点】</b></p> <p>これまで半世紀以上にわたり、各時代の重点的な通商・貿易政策上の課題に対応しつつ、一貫して我が国の貿易投資振興策の実行を担う組織として機能してきている。日本貿易振興機構が組織として保有している以下の特徴ある強み（コア・コンピテンス）を最大限活かしつつ、業務を進めている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 非営利の中立的機関として、高い信頼性を有していること、及び機動性と柔軟性をもった事業展開が可能。</li> <li>② 貿易投資の振興に必要な事業、調査・研究及び開発途上国の経済研究に有用な有形・無形のネットワークを有していること。</li> <li>③ 過去半世紀以上にわたり蓄積された知見とノウハウ、確立された国際的ブランドを十分に活用し、事業の遂行、調査・研究が可能なこと。</li> </ol> <p>70余の海外事務所、38カ所の国内事務所、アジア経済研究所の広範なネットワークを活用し、非営利・中立的な立場での情報収集及び確度の高い情報分析を行い政府及び我が国企業に対する情報提供、調査・研究、貿易投資相談、展示会出展支援、ミッション派遣、招聘などさまざまな事業ツールを総合的に駆使し、国際的にも信頼を得、評価を確立している貿易投資振興の専門機関としての総合力を最大限に発揮しつつ、中小企業をはじめとする日本企業や地域のニーズに的確に対応することが日本貿易振興機構の基本的な役割であり、他に取って代わる組織がない唯一無二の機関である。</p> <p>日本経済、日本企業を取り巻く厳しい現状に鑑みれば、日本貿易振興機構の今日的な役割は、日本企業・経済の国際化を支える基礎的なインフラ（社会基盤）として、日本企業の国際展開を支援すること等により、地域経済の再生、日本経済の再活性化に貢献することである。施策の実施機関として、この役割を担う機構を民営化することは考えられず、また、廃止することは国益を損じることとなる。</p>
<p>行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)</p>	<p>なし</p>

### Ⅲ. 組織の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人日本貿易振興機構		府省名	経済産業省
見直し項目	支部・事業所等の見直し（横 1.（2））	事業実施主体の見直し（横 2.（1））	重複排除・事業主体の一元化等（横 2.（2））	
<p style="text-align: center;"><b>組織の見直しに係る具体的措置 （又は見直しの方向性）</b></p>	<p>国内事務所については、ワンストップサービス機能を充実させていくとともに、地域の要望、実情に合わせ、人員配置などを柔軟かつ機動的に変更できるよう見直しを図る。</p> <p>海外事務所については、東アジア地域への重点化や海外事務所ネットワーク能力の強化を引き続き図るとともに新興国市場、新たな分野となる環境・エネルギー、インフラ・プラント、BOPビジネスなどあらゆる角度から俯瞰した配置を行うとともに、地域及び業務を統括する中核的機能を強化し、地域内の連携強化、業務効率性の向上、適材適所での人員の配置を図る。</p>			



<p style="text-align: center;"><b>備考〔補足説明〕</b></p>	<p>独立行政法人化以降、中国、インドをはじめアジア地域への重点化により、海外事務所 79 カ所を過去 7 年間で 72 カ所に削減。 機動的な配置や地域及び業務を統括する中核的機能を強化することでより効率的な業務運営が可能となる。</p>	<p>第 2 期中期目標期間中に、すでにビジネス日本語能力テスト事業、貿易アドバイザー試験事業を民間の主体へ移管しており、現時点では、実施主体を民間に委ねる事業は見当たらない。</p>	<p>貿易投資振興の専門機関として、中小企業をはじめとする日本企業や地域のニーズに的確に応じた事業展開を行っており、他法人と重複するものはない。</p>
--	--	--	--

#### IV. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人日本貿易振興機構		府省名	経済産業省
見直し項目	保有資産の見直し（不要資産の国庫返納等）（横 1.（1））	随意契約の見直し等取引関係の見直し（横 2.（3））	自己収入の拡大（横 2.（4））	
<p style="text-align: center;"><b>運営の効率化及び自律化に係る見直し案の具体的措置（又は見直しの方向性）</b></p>	<p>宿舎については、集約化を行い、一部売却する。 ジェトロ会館については、売却する。 [事業仕分け第 2 弾（前半）：不要資産の国庫返納]</p>	<p>「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成 21 年 11 月 17 日付閣議決定）を踏まえ、随意契約、一者応札・応募の改善方策等につき、十分な改善が行われているか検証・点検し、見直しを行い、引き続き、業務運営の効率化を図る。</p>	<p>それぞれの事業ごとに適切な目標を設定の上、第 2 期中期目標期間中の実績を上回る自己収入拡大に向けた経営努力を継続し、国への財政依存度の引き下げに取り組む。各種事業やメンバーズ制度における受益者負担のあり方を検討する。</p>	

備考〔補足説明〕			
----------	--	--	--

法人名	独立行政法人日本貿易振興機構		府省名	経済産業省
見直し項目	管理運営の適正化（人事管理・人件費を含む）（横3.（1））	事業の審査、評価の見直し（横3.（2））	業務のアウトソーシング（官民競争入札等の導入）	
運営の効率化及び自律化に係る見直し案の具体的措置（又は見直しの方向性）	政府の方針を踏まえつつ、適切に対応する。	事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進すべく、一部、第三者による「役立ち度」アンケート調査を実施する。 それぞれの業務に対応するわかりやすく、説得性のある明確なアウトカム指標を設定する。	ビジネスライブラリー、アジア経済研究所図書館業務については、引き続き、官民競争入札を実施する。 人事・給与等、物品調達などの各業務について、積極的に外部委託を図る。	

<b>備考〔補足説明〕</b>			
-----------------	--	--	--

(注) 様式Ⅲ及び様式Ⅳの見直し項目の末尾の括弧書きは、「独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて」(平成22年5月18日行政刷新会議決定)の該当項目を示す。

例：様式Ⅲ「支部・事業所等の見直し(横1.(2))」中の「(横1.(2))」は、「独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて」(平成22年5月18日行政刷新会議決定)の「1. 保有資産の見直し(2) 事務所等の見直し」を示す。